

姫路獨協大学自己点検・評価報告書

－ 2016年4月から2019年3月までの状況－

(教育・研究活動編)

姫 路 獨 協 大 学

目 次

はじめに	1 頁
I 沿革と現況	
1 本学の沿革	2 頁
2 本学の現況	3 頁
II 教育活動等に関する点検・評価	
●外国語学部	
1 単位認定、卒業認定、修了認定	
(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知	6 頁
(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	6 頁
(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	7 頁
2 教育課程及び教授方法	
(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知	8 頁
(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	8 頁
(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	8 頁
(4) 教養教育の実施	8 頁
(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施	9 頁
3 学修成果の点検・評価	
(1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用	9 頁
(2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック	9 頁
●法学部	
1 単位認定、卒業認定、修了認定	
(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知	10 頁
(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	10 頁
(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	11 頁
2 教育課程及び教授方法	
(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知	12 頁
(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	12 頁
(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	12 頁
(4) 教養教育の実施	13 頁
(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施	13 頁
3 学修成果の点検・評価	

- (1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立
とその運用 13頁
- (2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の
点検・評価結果のフィードバック 13頁

●経済情報学部

1 単位認定、卒業認定、修了認定

- (1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知 14頁
- (2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、
卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知 14頁
- (3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等
の厳正な適用 15頁

2 教育課程及び教授方法

- (1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知 16頁
- (2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 16頁
- (3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 16頁
- (4) 教養教育の実施 17頁
- (5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施 17頁

3 学修成果の点検・評価

- (1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立
とその運用 17頁
- (2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の
点検・評価結果のフィードバック 17頁

●医療保健学部

1 単位認定、卒業認定、修了認定

- (1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知 18頁
- (2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、
卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知 19頁
- (3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等
の厳正な適用 20頁

2 教育課程及び教授方法

- (1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知 21頁
- (2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 23頁
- (3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 24頁
- (4) 教養教育の実施 24頁
- (5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施 24頁

3 学修成果の点検・評価

- (1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立
とその運用 24頁
- (2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の
点検・評価結果のフィードバック 25頁

●薬学部

1 単位認定、卒業認定、修了認定

- (1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知 26頁
- (2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知 27頁
- (3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用 27頁

2 教育課程及び教授方法

- (1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知 28頁
- (2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 29頁
- (3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 29頁
- (4) 教養教育の実施 30頁
- (5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施 30頁

3 学修成果の点検・評価

- (1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用 30頁
- (2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック 31頁

●人間社会学群

1 単位認定、卒業認定、修了認定

- (1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知 32頁
- (2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知 32頁
- (3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用 33頁

2 教育課程及び教授方法

- (1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知 34頁
- (2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 35頁
- (3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 36頁
- (4) 教養教育の実施 36頁
- (5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施 36頁

3 学修成果の点検・評価

- (1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用 37頁
- (2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック 37頁

●看護学部

1 単位認定、卒業認定、修了認定

- (1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知 38頁
- (2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知 39頁
- (3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等

の厳正な適用	40頁
2 教育課程及び教授方法	
(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知	42頁
(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	42頁
(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	42頁
(4) 教養教育の実施	43頁
(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施	43頁
3 学修成果の点検・評価	
(1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立 とその運用	46頁
(2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の 点検・評価結果のフィードバック	47頁

●大学院言語教育研究科

1 単位認定、卒業認定、修了認定	
(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知	49頁
(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、 卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	50頁
(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等 の厳正な適用	51頁
2 教育課程及び教授方法	
(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知	53頁
(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	53頁
(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	53頁
(4) 教養教育の実施	53頁
(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施	54頁
3 学修成果の点検・評価	
(1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立 とその運用	54頁
(2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の 点検・評価結果のフィードバック	54頁

●大学院法学研究科

1 単位認定、卒業認定、修了認定	
(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知	54頁
(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、 卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	55頁
(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等 の厳正な適用	56頁
2 教育課程及び教授方法	
(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知	57頁
(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	58頁
(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	58頁
(4) 教養教育の実施	58頁

(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施 58頁

3 学修成果の点検・評価

(1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立
とその運用 59頁

(2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の
点検・評価結果のフィードバック 59頁

●大学院経済情報研究科

1 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知 59頁

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、
卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知 59頁

(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等
の厳正な適用 60頁

2 教育課程及び教授方法

(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知 62頁

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 62頁

(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 63頁

(4) 教養教育の実施 63頁

(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施 63頁

3 学修成果の点検・評価

(1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立
とその運用 63頁

(2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の
点検・評価結果のフィードバック 63頁

III 研究活動に関する点検・評価

専任教員の教育研究活動報告書(2016年度～2018年度) 別冊

はじめに

本学の自己点検及び評価に関する取り組みとしては、姫路獨協大学学則及び姫路獨協大学大学院学則において、「その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。実施体制及び方法については、姫路獨協大学自己評価規程第3条第1項に基づき、「教育活動」及び「研究活動」について3年に1回これを行うものとしている。

本報告書は、「教育活動」及び「研究活動」について点検・評価を実施し、報告書として取りまとめたものである。

「教育活動」における点検・評価にあたっては、日本高等教育評価機構の設定する点検・評価項目（「基準3 教育課程」）に沿って実施し、事実の説明及び改善・向上方策をそれぞれ学群・学部・研究科ごとにまとめた。

「研究活動」については、教員各自によってなされた研究活動（著書・論文等の発表など）並びに教育活動（授業内容・方法の工夫など）の自己点検をそのまま報告する形で「専任教員の教育研究活動報告書」とした。

特に、「教育活動」における点検・評価については、平成27（2015）年度大学機関別認証評価（日本高等教育評価機構）で指摘された問題点及び改善・向上方策を学群・学部・研究科で検討し、様々な対策を提案・実施したことが改善効果として確認できる部分が見受けられた。一方では、認証評価を受審してから3年を経過したところであり、改善効果の検証にはもうしばらく時間が必要と思われる部分も存在した。

我が国は、少子高齢化の急速な進行により本格的な人口減少社会を迎えている。このような厳しい状況の中で、18歳人口の急激な減少や都市部への若年人口流出等の影響により、私立大学の約4割で入学定員割れ、単年度収支が赤字となっている。特に地方の中小規模大学は厳しい経営環境に置かれている。こうした状況の下、私立大学は建学の精神に基づいて個性豊かな特色ある教育を行い、教育の質を高め、経営改革及び教育研究改革に不断の努力を傾け、時代の荒波を乗り越えてゆかなければならない。

このようなことから、本報告書が今後の本学の教育・研究活動の水準と質の維持・向上を図り、改善・改革の一助となることを期待している。

平成31年3月31日

姫路獨協大学全学自己評価委員長

I 沿革と現況

1 本学の沿革

1987（昭和 62）年	姫路獨協大学を兵庫県姫路市に開学（外国語学部ドイツ語学科、英語学科、中国語学科、日本語学科、法学部法律学科）
1989（平成元）年	経済情報学部経済情報学科 設置
1991（平成 3）年	大学院言語教育研究科修士課程、大学院法学研究科修士課程 設置
1993（平成 5）年	大学院経済情報研究科修士課程 設置
1997（平成 9）年	創立 10 周年記念式典挙行
2000（平成 12）年	経済情報学部経営情報学科 設置
2004（平成 16）年	法科大学院 設置
2005（平成 17）年	外国語学部スペイン語学科、韓国語学科 設置
2006（平成 18）年	医療保健学部 理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科、こども保健学科、臨床工学科 設置
2007（平成 19）年	薬学部医療薬学科 設置
2007（平成 19）年	創立 20 周年記念式典挙行
2008（平成 20）年	外国語学部改組（6 学科を 1 学科 2 専攻体制に統合） 外国語学部外国語学科 外国語専攻・日本語専攻 設置
2013（平成 25）年	法科大学院 廃止
2016（平成 28）年	人間社会学群 設置（外国語学部、法学部、経済情報学部を再編成し 1 学群 3 学類に改組）
2016（平成 28）年	看護学部 設置
2017（平成 29）年	創立 30 周年記念式典挙行

2 本学の現況（平成 30 年 5 月 1 日現在）

（1）大学名、所在地

大学名	所在地
姫路獨協大学	兵庫県姫路市上大野 7 - 2 - 1

（2）学群・学部・研究科の構成

（人）

学部	学科	入学定員	収容定員
外国語学部	外国語学科	外国語専攻	70
		日本語専攻	30
	計	100	
法学部	法律学科	130	
	計	130	
経済情報学部	経済情報学科	150	
	計	150	
医療保健学部	理学療法学科	40	160
	作業療法学科	40	160
	言語聴覚療法学科	20	80
	こども保健学科	50	200
	臨床工学科	40	160
	計	190	760
薬学部	医療薬学科	100	600
	計	100	600
人間社会学群	国際言語文化学類	80	240
	現代法律学類	100	300
	産業経営学類	100	300
	計	280	840
看護学部	看護学科	80	240
	計	80	240
合計		650	2,820

大学院	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
言語教育研究科	言語教育専攻	15	30
	計	15	30
法学研究科	法律学専攻	10	20
	計	10	20
経済情報研究科	経済情報専攻	10	20
	計	10	20
合計		35	70

(3) 学生数、教員数、職員数 (平成 30 年 5 月 1 日)

[学部 学生数]

学部	学科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	計	
外国語学部	外国語学科	外国語専攻	—	—	—	48	—	—	48
		日本語専攻	—	—	—	11	—	—	11
	計	—	—	—	59	—	—	59	
法学部	法律学科	—	—	—	54	—	—	54	
	計	—	—	—	54	—	—	54	
経済情報学部	経済情報学科	—	—	—	83	—	—	83	
	計	—	—	—	83	—	—	83	
医療保健学部	理学療法学科	47	58	47	40	—	—	192	
	作業療法学科	21	33	26	27	—	—	107	
	言語聴覚療法学科	16	24	16	19	—	—	75	
	こども保健学科	20	16	17	15	—	—	68	
	臨床工学科	26	38	19	27	—	—	110	
	計	130	169	125	128	—	—	552	
薬学部	医療薬学科	53	96	84	104	76	60	473	
	計	53	96	84	104	76	60	473	
人間社会学群	国際言語文化学類	49	27	36	—	—	—	112	
	現代法律学類	61	38	50	—	—	—	149	
	産業経営学類	61	100	61	—	—	—	222	
	計	171	165	147	—	—	—	483	
看護学部	看護学科	77	83	66	—	—	—	226	
	計	77	83	66	—	—	—	226	
合計		431	513	422	428	76	60	1,930	

[大学院修士課程 学生数]

大学院	専攻	1年次	2年次	計
言語教育研究科	言語教育専攻	5	4	9
	計	5	4	9
法学研究科	法律学専攻	1	5	6
	計	1	5	6
経済情報研究科	経済情報専攻	1	3	4
	計	1	3	4
合計		7	12	19

[専任教員数]

学長・副学長	2
外国語学部	6
法学部	6
経済情報学部	8
医療保健学部	51
薬学部	36
人間社会学群	34
看護学部	31
合計	174

[非常勤教員数]

外国語学部	0
法学部	0
経済情報学部	0
医療保健学部	65
薬学部	21
人間社会学群	70(5)
看護学部	9
教職課程等	13
全学共通科目	5
計	183(5)
言語教育研究科	8
法学研究科	1
経済情報研究科	0
計	9
合計	192(5)

()の数は内数で大学院兼務者

[職員数]

専任	70
嘱託 (パートを含む)	13
派遣職員	18
合計	101

II 教育活動等に関する点検・評価

<事実の説明>

●外国語学部

1 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学部のディプロマ・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

- ① 英語を中心にドイツ語、スペイン語、中国語、韓国語など複数の言語・文化を有機的に学び、海外研修などを通じて、「多文化共生」の意義を理解し、人間性豊かな、実践力に富む真の国際人になること。
- ② 日本語・日本文化についての深い知識及び日本語による優れたコミュニケーション能力を身につけ、また海外研修や外国人留学生との「多文化共生」の実践的教育を通じて、人間性豊かな、実践力に富む真の国際人になること。

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学部の単位認定基準及び卒業認定基準については、外国語学部規程において次のとおり定めている。また、学期初めに各学年を対象にしたガイダンスで単位認定や履修、成績等について指導・助言を行い、成績評価や単位認定、卒業認定の基準と適用について周知を図っている。

(単位の計算)

第5条 各授業科目の単位の計算は、次の基準により行う。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることがある。
- (2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 卒業論文は、その作成に必要な学修等を考慮して定める。

(履修要件)

第6条 学生は、別表2に定めるところにより、124単位を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第7条 学生は、履修する授業科目につき、学期の初めの指定の期日までに所定の履修届を学部長に提出しなければならない。

- 2 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、20単位を限度として、前条に定める単位として認めることができる。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第10条 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、可以上をもって合格とする。

2 成績は、その授業のある学年又は学期中に随時行う考査の結果を考慮して評価することができる。

(卒業の資格)

第11条 所定の期間在学し、第7条の履修要件をみたした者に、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学則第38条において、「各授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種に分け、優、良及び可の成績を合格とする。」と規定している。また、成績評価の条件として、学則第39条において、「学生は、履修した授業科目については、授業時間の3分の2以上出席しなければ当該授業の試験を受けることができない。」と規定されている。

成績の評価方法や基準については、授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、シラバスにおいて授業計画及び成績評価の方法と基準を具体的に明示して学生に周知しており、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて、単位認定の基準の明確化と厳正な適用を行っている。また、シラバスについては大学ホームページにおいて公開している。

定期試験の実施にあたっては、試験実施前に各教員に試験に関する通知を行い、実施の手続き、監督者の留意事項、不正行為に対する注意事項を周知させている。試験は定期試験・臨時試験・追試験・再試験・卒業再試験があるが、それぞれについて学生には「履修の手引」により説明して周知している。さらに、受験上の注意を「履修の手引」に掲載したうえで定期試験前に学内に掲示して周知を徹底し、試験及び成績評価の公平性と厳格性に努めている。

学則第17条には学生の試験、進級及び卒業に関する事項は教授会において審議し、学長へ意見を述べることができると定められており、教授会で毎年度審議したうえで学長が決定することで、単位認定、進級及び卒業認定の厳正な適用を図っている。

<改善・向上方策>

各教員が、成績評価基準を共有して学修達成度を適切に評価し単位を認定している。また、学部が定めるディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修め、卒業要件を満たした者について教授会の審議を経て学長が卒業を認定していることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い必要に応じて改善を図っていく。

2 教育課程及び教授方法

(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学部のカリキュラム・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

- 1年次 (基礎学力の養成と異文化理解研修へ) 英語、日本語、もう1つの外国語の学修や入門演習、一般教育を通じて、実践的語学力と大学での学修の土台となる基礎学力を養成する。また「異文化理解研修」を通じて、学びの意欲を高める。
- 2年次 (語学力を磨き、海外短期語学研修へ) 1年次に築いた語学力を総合的にレベルアップさせるとともに、興味ある基礎演習を選択して、知識を深め、国際人としての感性を高める。「海外短期語学研修」で、日頃の学修成果を試すことができる。
- 3年次 (実践的な語学力に磨きをかけ、長期留学や日本語教育海外実習へ) ワークショップでは、英語や日本語、その他の外国語の実践的な語学力に磨きをかけ、演習での討論を通じて、自らの文化や考えを他の人に発信できる能力を高める。さらに語学の総合力を飛躍的にアップしたい人は、「長期留学」にチャレンジすることも可能である。また日本語教員志望者には、「海外実習」の道も開かれている。
- 4年次 (大学4年間の総仕上げ、未来への展望) 演習での研究活動の総仕上げとして、卒論・ゼミ論を執筆し、表現力や思考力を磨くとともに、多文化共生社会を生きる人間としての教養を身につける。また各言語の「語学検定試験」中・上級レベルの合格を目指すことにより、資格を活かした就職活動を積極的に展開し、未来への展望を切り開く。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学部の教育研究上の目的について、「外国語学部外国語学科は、英語を中心とした複数の外国語運用能力又は日本語・日本文化についての深い知識及び日本語による優れたコミュニケーション能力を身につけて、多文化共生社会において活躍できる、人間性豊かな、実践力に富む国際人を育成することを目的とする。」と定め、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育研究活動を展開していくためにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学部の教育課程の体系は、英語及びその他の外国語、日本語の運用能力を高めるとともに、将来の進路を見据えた専門性を身につけることを目的とする専攻専門教育科目と個別言語の背景をなす文化や思想、言語の構造と機能に対する知識を深めることを目的とする学部共通専門教育科目で構成している。

(4) 教養教育の実施

本学部では、一般教養的授業科目を全学共通科目として、総合、キャリアデザイン、情報処理、スポーツ・健康科学、人文科学、社会科学、自然・環境科学に区分される科

目を配置している。

(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1年次で専門基礎を学び、「学外研修（異文化理解研修）」において多文化共生社会を实地に体験する。2年次では応用的な言語技術を修得し、3・4年次ではワークショップ等のより高度で専門性の高い科目を学ぶことで外国語運用能力と国際理解力を身に付けることができる。

<改善・向上方策>

学部が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいることから直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

3 学修成果の点検・評価

(1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学部では、成績評価について授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、授業計画及び成績評価の方法と基準についてはシラバスで具体的に明示して学生に周知しており、学修成果の点検・評価方法の確立及び運用が適正に行われている。また、語学クラスを到達度別に編成することによって学修成果を測定する取り組みを行っている。

(2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

姫路獨協大学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学群及び各学部の学生を対象に姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートは開講している全ての授業科目を対象とし、教員の授業に関する姿勢（話し方や教材の活用等）、授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度に関する質問が設定されている。アンケートの結果は全ての教員にフィードバックされ、それに対して各教員は授業改善案を全学FD委員会へ提出している。全学FD委員会は改善案をまとめて「教育活動自己評価」を作成し、学内ホームページにおいて公表するとともに次学期以降の教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用することとしている。

成績については、前期開講科目は9月中旬に、通年・後期開講科目は3月中旬に本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設けている。また、教務委員が中心となって学生個々の学修状況の把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する体制を整えている。

<改善・向上方策>

姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施し、アンケート結果を全ての教員にフィードバックし

て各教員における教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用している。また、成績については、毎年度2回（前期・後期）本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については、成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設け、学生本人が評価結果についてフィードバックできる体制を整えている。また、学部の教員が学生個々の学修状況の把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する等、教育効果を高める取り組みを行っていることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

<事実の説明>

●法学部

1 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学部のディプロマ・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

- ① 法学及び政治学に関する基本及び専門知識を修得し、今日の社会・国家・世界を理解できる。
- ② 法的な見方・考え方を实际的に適用できる能力、いわゆる「リーガルマインド」を身につけている。
- ③ それらを通して職業人として、自立して、自ら考え、行動し、他人と協働していくことができる自覚と力（考・動・力）をもつ。

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学部の単位認定基準及び卒業認定基準については、法学部規程において次のとおり定めている。また、学期始めに各学年を対象にしたガイダンスで単位認定や履修、成績等について指導・助言を行い、成績評価や単位認定、卒業認定の基準と適用について周知を図っている。

(単位の計算)

第5条 各授業科目の単位の計算は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、科目によっては30時間の授業をもって1単位とすることがある。

(履修要件)

第7条 学生は、別表1に定める授業科目の中から、導入科目のうち12単位以上、専門共通科目のうち6単位以上、専門科目のうち76単位以上を修得しなければならない。ただし、導入科目を12単位、専門共通科目を6単位を超えて修得した場合、超過した単位を専門科目の単位に算入する。

2 第6条の履修コースの学生は、その選択する履修コースに応じて、履修コースごと

に別表2に指定する専門科目の中から、32単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第8条 学生は、履修する授業科目につき、学期の初めの指定の期日までに所定の履修届を学部長に提出しなければならない。

2 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、16単位を限度として、前条第2項に指定された専門教育科目以外の専門教育科目の単位として認めることができる。

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第11条 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、可以上をもって合格とする。

(卒業の資格)

第12条 所定の期間在学し、第7条及び別表3の履修要件をみたした学生に、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学則第38条において、「各授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種に分け、優、良及び可の成績を合格とする。」と規定している。また、成績評価の条件として、学則第39条において、「学生は、履修した授業科目については、授業時間の3分の2以上出席しなければ当該授業の試験を受けることができない。」と規定されている。

成績の評価方法や基準については、授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断している。シラバスは、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて作成されている。これは大学ホームページにおいて公開しており、授業計画及び成績評価の方法と基準を具体的に明示して学生に周知し、単位認定の基準の明確化と厳正な適用を行っている。

定期試験の実施にあたっては、教務委員会から、試験実施前に各教員に試験に関する通知を行い、実施の手続き、監督者の留意事項、不正行為に対する注意事項を周知している。試験は、全学的に、定期試験・臨時試験・追試験・再試験・卒業再試験があるが、臨時試験と再試験は薬学部や医療保健学部の要請で設けられたものであり、本学部では設けていない。試験種別のそれぞれについて学生には「履修の手引」により説明して周知している。さらに、受験上の注意を「履修の手引」に掲載したうえで定期試験前に学内に掲示して周知を徹底し、試験及び成績評価の公平性と厳格性に努めている。

学生の試験、進級及び卒業に関する事項は、学則第17条に基づいて教授会において審議し、最終的に学長に意見を述べている。こうすることで、単位認定、進級及び卒業認

定の厳正な適用を図っている。

<改善・向上方策>

各教員が、成績評価基準を共有して学修達成度を適切に評価し単位を認定している。また、学部が定めるディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修め、卒業要件を満たした者について教授会の審議を経て学長が卒業を認定している。これまでに、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況は生じていない。今後も教授会やFD委員会等での検討を通して随時点検を行い必要に応じて改善を図っていく。

2 教育課程及び教授方法

(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学部のカリキュラム・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

- ① 法学及び政治学の専門的知識や思考力を鍛える。それらを基礎から効果的・適切に修得できるよう、年次に合わせてカリキュラムを段階的に編成する。とりわけ、教養基礎や専門への導入など基礎学習の充実に努める。
- ② 双方向で、より効果的、きめ細やかに学習指導できるように少人数教育を充実させる。演習を中心に少人数クラスでの双方向授業を増やし、学生のコミュニケーション能力の強化を図る。
- ③ 指定科目を軸とするコース制により専門教育を強化する。コース制は学習と職業をリンクさせることで学生の学習目標・意欲に応える。
- ④ 全学的なキャリアデザイン支援体制と連携して、正規課程においても早期から適切に学生がキャリアデザインに取り組めるよう導く。
- ⑤ 学外で実体験を通して学ぶ、様々な体験学習・参加学習など、多様な学習機会を提供する。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学部の教育研究上の目的について、「法学部法律学科は、法律及び政治学に関する専門的知識を授けることによって、的確で柔軟な法的判断能力及び実際的な問題解決能力を備えた職業人を育成して地域社会に貢献することを目的とする。」と定め、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育研究活動を展開していくためにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

従来、主に専門基礎科目に分類されていた科目を、配当年次・学期を考慮して導入科目と専門共通科目という二つの種類に再構築した。導入科目は、専門科目への導入となる科目であり、専門共通科目へとスムーズにつなげるためのものである。続いて、専門

共通科目では、法律の中心科目である憲法・民法・刑法を集中的に学ぶ。これら基本となる科目を履修した上で、各コース（司法・行政、企業法務、公共安全）に沿った専門科目を学べるように教育課程を体系的に編成している。

（４）教養教育の実施

本学部では、一般教養的授業科目を全学共通科目として、次の分野をカバーしている。すなわち、総合、キャリアデザイン、外国語、情報処理、スポーツ・健康科学、人文科学、社会科学、自然・環境科学である。

（５）教授方法の工夫・開発と効果的な実施

専門科目には、各自が選択した専門コース（司法・行政、企業法務、公共安全）ごとに指定科目があり、学生はこの指定科目の中から一定の単位を修得することを求められる。各コースの特徴を反映する形で履修するため、上記三つの専門コース（分野）を活かせる職業を目指せるように配慮している。

<改善・向上方策>

学部が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいる。これまでのところ、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

3 学修成果の点検・評価

（１）三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学部では、成績評価について授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断する。授業計画及び成績評価の方法と基準についてはシラバスで具体的に明示して学生に周知しており、学修成果の点検・評価方法の確立及び運用を適正に行っている。また、単位取得状況や法学検定試験、各種資格試験の合否等のデータを活用して、学習成果を把握できるように努めている。

（２）教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

姫路獨協大学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学群及び各学部の学生を対象に姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）に従って、毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートは開講している原則全ての授業科目を対象とし（履修者が極端に少ない場合を除く）、教員の授業に関する姿勢（話し方や教材の活用等）、授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度に関する質問が設定されている。アンケートの結果は全ての教員にフィードバックされ、それに対して各教員は授業改善案を全学FD委員会へ提出している。全学FD委員会は改善案をまとめて「教育活動自己評価」を作成し、学内ホームページにおいて公表するとともに次学期以降の教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用することとしている。

成績については、前期開講科目は9月中旬に、通年・後期開講科目は4年次生は2月下旬、1～3年次生は3月前半に本人及び保護者宛に通知している。成績に疑問のある学生については、成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設けている。また、教務委員が中心となって学生個々の単位修得状況等の把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談や保護者懇談会への呼び出し等を実施している。

<改善・向上方策>

姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施し、アンケート結果を全ての教員にフィードバックしている。各教員はこれを教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用している。また、成績については、毎年度2回（前期・後期）本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については、成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせることのできる制度を設けている。

また、学習習慣に欠け脱落するおそれのある学生に対して、学部の教員が個々の状況を把握して情報交換し、単位修得が少ない学生に対して個別面談や保護者懇談会への呼び出し等を実施してフォローを行っていることもあり、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況は生じていない。今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

<事実の説明>

●経済情報学部

1 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学部のディプロマ・ポリシーについては、「学問領域に対する専門的な知識および技能を有し、自らが抱いた疑問点に対して、修得した様々な技能を駆使し積極的にその解を求めようとする人材を養成する。」と定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学部の単位認定基準及び卒業認定基準については、経済情報学部規程において次のとおり定めている。また、学期始めに各学年を対象にしたガイダンスで単位認定や履修、成績等について指導・助言を行い、成績評価や単位認定、卒業認定の基準と適用について周知を図っている。

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位の計算は次の基準により行う。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間の授業をもって1単位とすることがある。

(履修要件)

第7条 学生は、別表2に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第8条 学生は、履修する授業科目につき、学期初めの指定期日までに所定の履修届を学部長に提出しなければならない。

2 学生は、他学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、別に定める単位数を限度として、前条に定める単位として認めることができる。

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第11条 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、可以上をもって合格とする。

(卒業の資格)

第12条 所定の期間在学し、第7条の履修要件をみたした者に、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学則第38条において、「各授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種に分け、優、良及び可の成績を合格とする。」と規定している。また、成績評価の条件として、学則第39条において、「学生は、履修した授業科目については、授業時間の3分の2以上出席しなければ当該授業の試験を受けることができない。」と規定されている。

成績の評価方法や基準については、授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、シラバスにおいて授業計画及び成績評価の方法と基準を具体的に明示して学生に周知しており、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて、単位認定の基準の明確化と厳正な適用を行っている。また、シラバスについては大学ホームページにおいて公開している。

定期試験の実施にあたっては、試験実施前に各教員に試験に関する通知を行い、実施の手続き、監督者の留意事項、不正行為に対する注意事項を周知させている。試験は定期試験・臨時試験・追試験・再試験・卒業再試験があるが、それぞれについて学生には「履修の手引」により説明して周知している。さらに、受験上の注意を「履修の手引」に掲載したうえで定期試験前に学内に掲示して周知を徹底し、試験及び成績評価の公平性と厳格性に努めている。

学則第17条には学生の試験、進級及び卒業に関する事項は教授会において審議し、学長へ意見を述べることができると定められており、教授会で毎年度審議したうえで学長

が決定することで、単位認定、進級及び卒業認定の厳正な適用を図っている。

<改善・向上方策>

各教員が、成績評価基準を共有して学修達成度を適切に評価し単位を認定している。また、学部が定めるディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修め、卒業要件を満たした者について教授会の審議を経て学長が卒業を認定していることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い必要に応じて改善を図っていく。

2 教育課程及び教授方法

(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学部のカリキュラム・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

- 1 年次 対象とする学問全体についての全体像を 持たせると共に、全コースにおいて必要となる基礎的な知識を修得させる。
- 2 年次 各コースについてより深く学ばせる。座学に加え各技能修得のための演習・実習を通して、 使える知識の定着を図る。資格取得に寄与する科目・講座の履修を促進する。
- 3 年次 既存の知識を修得させると共に、現状の問題点がどこに在るのかを十分に認識させる。 また資格取得等の目標を主体的に設定するよう促し、それへの挑戦を支援する。
- 4 年次 自らが選んだテーマについて考察を行なわせ、卒業論文という形に結実させる。 目標とした資格と関わりのある職業・仕事への理解を深耕させ、更なる挑戦(挑戦の継続)を促進する。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学部の教育研究上の目的について、「経済情報学部経済情報学科は、経済学・経営学及び情報学を融合した幅広い専門知識を有し、 コミュニケーション能力及び問題解決能力を備えた、実践力に富む人材を育成することを目的とする。」と定め、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育研究活動を展開していくためにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学部の教育課程の体系は、1 年次を基礎教育並びに自身の能力と将来の志望を見極めるための期間と位置づけ、2 年次から 4 つの専門コース（経済、情報システム、経営、会計）を設け、基礎的・実践的知識を効率良く身に付けるためにきめ細かい学修支援体制を取っている。1 年次では、2 年次からの 4 コース制に備えコース入門科目として、経済学、経済原論、経営学、情報処理概論、簿記、数学、統計学、情報処理基礎演

習を配置して基礎知識の充実を図っている。2年次以降は4つの専門コース（経済、情報システム、経営、会計）に所属して将来の志望に応じた専門知識の修得及び資格等の取得を目指す。2年次後期から4年次まで継続してゼミ教育を行い、その集大成として卒業論文を作成する。

（4）教養教育の実施

本学部では、一般教養的授業科目を全学共通科目として、総合、キャリアデザイン、外国語、スポーツ・健康科学、人文科学、社会科学、自然・環境科学に区分される科目を配置している。

（5）教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1年次から4年次まで、入門演習、基礎演習及びゼミ教育により、少人数の担任制できめ細かな学習指導を実現している。また、教員から学生への一方的講義ではなく、学生間でのディスカッションを中心とした主体的・自律的学びの手法であるアクティブ・ラーニングや問題（課題）解決型のワークショップ型授業を、初年次学年から導入し、人間関係構築、コミュニケーション能力の涵養、理論と実践の統合など、様々な効果を期待して導入している。

<改善・向上方策>

学部が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいることから直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

3 学修成果の点検・評価

（1）三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学部では、成績評価について授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、授業計画及び成績評価の方法と基準についてはシラバスで具体的に明示して学生に周知しており、学修成果の点検・評価方法の確立及び運用が適正に行われている。また、複数のゼミが合同でゼミ対抗のディベートを実施する他、各種検定試験（数学検定、パソコン検定、経済学検定、簿記検定等）を利用して学修成果を測定する取り組みを行っている。

（2）教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

姫路獨協大学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学群及び各学部の学生を対象に姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートは開講している全ての授業科目を対象とし、教員の授業に関する姿勢（話し方や教材の活用等）、授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度に関する質問が設定されている。アンケートの結果は全ての教員にフィードバックされ、それに対して各教員は授業改善案を全学FD委員会へ提出している。全学FD委員会は改善案をまとめて「教育活動自己評

価」を作成し、学内ホームページにおいて公表するとともに次学期以降の教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用することとしている。

成績については、前期開講科目は9月中旬に、通年・後期開講科目は3月中旬に本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設けている。また、教務委員が中心となって学生個々の学修状況の把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する体制を整えている。

<改善・向上方策>

姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施し、アンケート結果を全ての教員にフィードバックして各教員における教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用している。また、成績については、毎年度2回（前期・後期）本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については、成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設け、学生本人が評価結果についてフィードバックできる体制を整えている。また、学部の教員が学生個々の学修状況の把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する等、教育効果を高める取り組みを行っていることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

<事実の説明>

●医療保健学部

1 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学部のディプロマ・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

① 医療保健学部 理学療法学科

専門知識・技術を修得するとともに、多様な保健、医療、福祉の問題を統合的に把握し、問題解決ができる能力を持ち、さらにチーム医療を支える豊かな人間性を身につけること。

② 医療保健学部 作業療法学科

作業療法士の使命：作業をつうじて健康で幸福な状態を促進することに関心を持ち、作業療法の目標である、人々が日常の活動に参加することができるように支援する力を育成する。

課題解決能力：自ら課題を見つけ、積極的に知識を持ち、根拠に基づく作業療法遂行能力を育成する。

コミュニケーション能力：多様な対象者に対して科学的思考・根拠をもって対応でき、家族や職場、医療、教育、福祉関係するチームメンバーと協業できる対人技能を育成する。

チーム医療：対象者に関わる保健・医療・福祉に関わる職種の理解を深め、連携に必要な知識・技術を育成する。

科学的・社会的分析力：高度な医学・医療に対応できる基礎力を養い、それらに基づく社会・科学的分析力を育成する。

地域保健・福祉・医療の貢献：地域保健・福祉・医療貢献の重要性を理解し、積極的に自己の持つ専門性を提供し、社会に還元できる力を育成する。

③ 医療保健学部 言語聴覚療法学科

言語聴覚療法学の専門的知識と技術を習得し、患者の社会的背景を考慮しながら心身の機能向上と実生活で活用する能力の確立を目指し、自立と社会参加を支援することのできる能力を身につけること。

④ 医療保健学部 こども保健学科

高い人権意識を持ち、こどもの健全な育ちについての総合的、専門的職能を備え、自分の個性・特性を生かして社会に貢献していく能力を身につけること。

⑤ 医療保健学部 臨床工学科

高度医療を実践するために必要な医療機器取扱いに関する専門家としての知識や技術を習得するとともに、チーム医療に関する基本的な倫理観や協調性を身につけ、医療従事者を目指す学生としての心構えと社会に貢献していく能力を身につけること。

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学部の単位認定基準及び卒業認定基準については、医療保健学部規程において次のとおり定め、進級基準については「履修の手引」に掲載して配付を行っている。また、学期始めに各学年を対象にしたガイダンスで単位認定や履修、成績等について指導・助言を行い、成績評価や単位認定、進級、卒業認定の基準と適用について周知を図っている。

(単位の計算)

第5条 各授業科目の単位は、次の基準により行う。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることがある。
- (2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、40時間又は45時間をもって1単位とすることがある。
- (4) 卒業論文は、その作成に必要な学修等を考慮して定める。

(履修要件)

第6条 学生は、別表2に定めるところにより、理学療法学科については134単位以上、作業療法学科については133単位以上、言語聴覚療法学科については129単位以上、こども保健学科については124単位以上、臨床工学科については134単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第7条 学生は、履修する授業科目につき、学期の初めの指定の期日までに所定の履修届を学部長に提出しなければならない。

2 学生は、他の学群又は学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学群長又は学部長の許可を受けなければならない。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第10条 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、可以上をもって合格とする。

2 成績は、その授業のある学年又は学期中に随時行う考査の結果を考慮して評価することができる。

(卒業の資格)

第11条 所定の期間在学し、第6条の履修要件をみたした者に、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学則第38条において、「各授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種に分け、優、良及び可の成績を合格とする。」と規定している。また、成績評価の条件として、学則第39条において、「学生は、履修した授業科目については、授業時間の3分の2以上出席しなければ当該授業の試験を受けることができない。」と規定されている。

成績の評価方法や基準については、授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、シラバスにおいて授業計画及び成績評価の方法と基準を具体的に明示して学生に周知しており、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて、単位認定の基準の明確化と厳正な適用を行っている。また、シラバスについては大学ホームページにおいて公開している。

定期試験の実施にあたっては、試験実施前に各教員に試験に関する通知を行い、実施の手続き、監督者の留意事項、不正行為に対する注意事項を周知させている。試験は定期試験・臨時試験・追試験・再試験・卒業再試験があるが、それぞれについて学生には「履修の手引」により説明して周知している。さらに、受験上の注意を「履修の手引」に掲載したうえで定期試験前に学内に掲示して周知を徹底し、試験及び成績評価の公平

性と厳格性に努めている。

学則第17条には学生の試験、進級及び卒業に関する事項は教授会において審議し、学長へ意見を述べるができることと定められており、教授会で毎年度審議したうえで学長が決定することで、単位認定、進級及び卒業認定の厳正な適用を図っている。

<改善・向上方策>

各教員が、成績評価基準を共有して学修達成度を適切に評価し単位を認定している。また、学部が定めるディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修め、卒業要件を満たした者について教授会の審議を経て学長が卒業を認定していることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い必要に応じて改善を図っていく。

2 教育課程及び教授方法

(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学部のカリキュラム・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

① 理学療法学科

1年次 身体の構造や機能を知ると共に、リハビリテーション学や理学療法学の基礎を習得する。

2年次 疾患や障がいのメカニズム、および理学療法の理論を習得する。施設見学、演習を通して理学療法士としての心構え、社会人としてのマナーを向上させる。

3年次 疾患や障がいに対する理学療法を、実践を通じて身につける。臨床評価実習を通じて、実際のプロセスを経験する。

4年次 総合臨床実習で対象者への治療を実施し、学内で学んだ知識や技術の習熟を図る。卒業研究、国家試験対策等を通じて学びの総仕上げを行う。

② 作業療法学科

1年次 作業療法に対する社会の幅広いニーズに応えるための教養を広げ、作業療法学の基礎となる解剖学・生理学・運動学・概論を学ぶ。

2年次 作業療法学の対象となる疾患について学ぶ。

3年次 作業療法学の専門科目を学ぶ。また1・2年次で経験した地域医療保健福祉体験・臨床見学実習を発展させた臨床評価実習を学ぶ。

4年次 臨床実習で作業療法の実践と経験した多くの疑問をもとに研究法を学ぶ。

③ 言語聴覚療法学科

- 1 年次 一般教養科目において大学での学びの基礎を知ると共に、基礎医学、医学概論などの言語聴覚療法を学ぶ上での基礎知識を習得する。
- 2 年次 臨床医学や心理学などの専門基礎科目を学習し、検査の演習を行い、医療人としてのマナーと技術を習得する。
- 3 年次 言語聴覚療法学の各専門領域に対応した専門科目を学んだ上で、病院、施設実習において、対象者と対話を通じて評価・訓練を行える臨床技術を養う。
- 4 年次 これまで学んだ知識や技術を、総合臨床実習を通じて応用し、卒業研究の作成と国家試験に向けて学びの集大成を行う。

④ こども保健学科

- 1 年次 大学ならではの学びを効果的・有効に習得するためのスキルを身につけ、保育や教育、福祉、医療や保健分野の基礎知識を習得し、人権についての意識の土台を築く。
- 2 年次 1 年次で習得した基礎知識を保育実習の経験によって、こども理解、現場の実態、それらの経験を通して自己の個性や特徴を理解する。さらに養護教諭免許取得をめざす者は、その領域において基礎的な知識・技能の習得をめざす。
- 3 年次 幼稚園実習を行い、こどもと関わるうえでの応用力を身につけると同時に、2 年次で探求した自己の個性や特徴を生かした幼稚園教諭、保育士、保育教諭としての方向性を定める。さらに養護教諭免許取得をめざす者は、その領域において、より専門的な知識・技能の習得をめざす。
- 4 年次 3 年次に定めた幼児教育・保育の専門職、または養護教諭の実現を目指し、教職実践演習や卒業研究等、場合によってはこれまで学んだ知識の集大成と技能の総仕上げをはかる。

⑤ 臨床工学科

- 1 年次 一般教養、医学系基礎、工学系基礎の一部を中心に学び、また、医療現場を実感するため、透析クリニック見学や解剖見学を用意している。
- 2 年次 工学系基礎、医学関連科目、情報系科目、専門科目の一部を中心に学び、さらに臨床現場の、特に臨床工学部門を見学して、学びのモチベーションを高める。
- 3 年次 主に専門科目の実習を通して専門技術の習得を図り、また、スタッフとの連携をトレーニングし、4 年次の臨床実習に向けて技能を向上させる。

4年次 これまで学んだ知識と技術を臨床現場で発揮し、卒業研究、国家試験、就職活動と、将来に向けて総仕上げを行なう。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学部の教育研究上の目的については次のとおり定め、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育研究活動を展開していくためにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

① 理学療法学科

医療保健学部理学療法学科は、高齢者及び障がい者の理学療法並びに健常者に対する疾病予防処置などにも対応できる資質の高い技術及び応用能力を備え、医師を始めとした関連医療職と連携・協力して患者・利用者を中心とした医療・福祉に取り組める、人間性豊かな患者から信頼される理学療法士を育成することを目的とする。

② 作業療法学科

作業療法士の使命：作業療法士に求められる社会的責任を自覚し、医療人としての倫理観を持ち、法令を遵守し、対象者の尊厳を尊重する使命感を持って行動できる。

課題解決能力：必要な課題を自ら発見でき、重要性・必要性に沿って、適切で具体的解決方法を発見し実行でくる力を習得する。

コミュニケーション能力：対象者との治療・支援関係構築の基礎は良好なコミュニケーションから生じる。情報収集能力を習得する。

チーム医療：他職種間の情報共有の重要性を認識し積極的にチームに参加できる対応力を身につける。

科学的・社会的認識力：進歩する医療技術に対応でくる知識を持って、日々の臨床に活用し、得られた知見を積極的に社会に発信できる力を身につける。

地域保健・福祉・医療の貢献：プライマリケアを実践する一員として、地域保健・福祉・医療への関心を持ち、積極的に参加・貢献できる。

③ 言語聴覚療法学科

医療保健学部言語聴覚療法学科は、言語治療学の専門的知識と技術を修得し、様々な障害に対して最善のアプローチ方法を探求、実践し、科学的根拠のもとに検証する質の高い臨床活動を行える能力、患者の社会的背景を考慮しながらその心身の機能向上と実生活で活用する能力の確立を目指し、さらに自立と社会参加を支援することのできる能力を身につけた、社会の要請に応える言語聴覚士を育成することを目的とする。

④ こども保健学科

医療保健学部こども保健学科は、健康や保健にかかわる医療教育を基礎とし、「看護・臨床」、「養護・保育」、「教育・心理」を始め、医療・保健の専門的知識と技術を修得し、こどもの健全な育ちを願い、適切かつ必要な総合的・専門的な発達支援を可能にする職能を備え、乳幼児から就学前までの幼児を一貫した保育理念に基づき、こ

どもの発達を支援する専門職者を育成することを目的とする。

⑤ 臨床工学科

医療保健学部臨床工学科は、医学及び工学の幅広い専門的知識並びに最先端の診断・治療技術を修得し、医療従事者としての自覚及び倫理観をもち、多職種と良好な信頼関係が樹立できる能力を身につけることによりチーム医療を実践し、かつ、より質の高い医療を提供できる臨床工学技士を育成することを目的とする。

(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学部の教育課程の体系は、「高い倫理観を持った医療人の養成」と「高度な専門職業人の養成」に配慮した授業科目をバランスよく配置するため、各学科の専門教育科目を専門基礎分野（こども保健学科は専門基礎科目という。）及び専門分野（こども保健学科は専門科目という。）に区分し、理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科及び臨床工学科は医療関係技術者養成学校として、それぞれの関係法令に基づいて教育課程を編成した。こども保健学科については教育職員免許法、教育職員免許法施行規則及び児童福祉法施行規則に基づいて教育課程を編成している。

(4) 教養教育の実施

本学部では、一般教養的授業科目を全学共通科目として、外国語、情報処理、人文科学、社会科学、自然・環境科学、スポーツ・健康科学、総合に区分される科目を配置している。

(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

人間について深い理解を促し、生命倫理、人権とその尊厳について幅広く理解でき、国際化及び情報化社会に対応できる一般社会人としての深い教養を身に付けるために1年次には多くの教養科目を選択できるようカリキュラムを工夫している。また、早期から人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解させるために選択および必修科目には文部科学省規定科目以外の専門基礎分野の科目を習得させている。さらに、論理的思考力を育て、臨床実習では机上の知識のみならず医療現場の経験を通して得られる実践的知識や臨床で必要となる技術・態度などを体得できるよう実習前後にはセミナーを開催、実技指導は多くの教員が関わるように配慮している。

<改善・向上方策>

学部が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいることから直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

3 学修成果の点検・評価

(1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学部では、成績評価について授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、授業計画及び成績評価の方法と基準についてはシラバスで具体的に明示して学生に周知しており、

学修成果の点検・評価方法の確立及び運用が適正に行われている。また、学生の学修成果の測定にあたっては各国家試験（理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士、臨床工学技士）の合格状況で測定することが可能であり、こども保健学科については、保育士資格、幼稚園教諭及び養護教諭免許状の取得状況で測定することが可能である。

（2）教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

姫路獨協大学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学群及び各学部の学生を対象に姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートは開講している全ての授業科目を対象とし、教員の授業に関する姿勢（話し方や教材の活用等）、授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度に関する質問が設定されている。アンケートの結果は全ての教員にフィードバックされ、それに対して各教員は授業改善案を全学FD委員会へ提出している。全学FD委員会は改善案をまとめて「教育活動自己評価」を作成し、学内ホームページにおいて公表するとともに次学期以降の教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用することとしている。

成績については、前期開講科目は9月中旬に、通年・後期開講科目は3月中旬に本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設けている。また、教務委員が中心となって学生個々の学修状況の把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する体制を整えている。

本学部では、教育支援に関する講習会を積極的に開催し、各教員に多数の出席を働きかけるなどの取り組みによって教員の資質の向上を図るとともに、少人数教育を活かした卒業研究を通して研究のみでなく社会で働く人としての成長を促すことを目的として指導に取り組んでいる。さらに、国家試験対策に関わる全国的な模擬試験を定期的の実施して学修成果の点検・評価を行うとともに、個々の学生の実力に合わせた学修指導に役立てている。

<改善・向上方策>

姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施し、アンケート結果を全ての教員にフィードバックして各教員における教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用している。また、成績については、毎年度2回（前期・後期）本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については、成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設け、学生本人が評価結果についてフィードバックできる体制を整えている。また、学部の教員が学生個々の学修状況の把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する等、教育効果を高める取り組みを行っていることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

<事実の説明>

●薬学部

1 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学部のディプロマ・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

1. 薬剤師としての使命

薬剤師に求められる社会的責任を自覚すると共に、医療人としての倫理観を持ち、薬剤師の義務および法令を遵守し、人々の生命・健康・安全を守る使命感を持って行動できる。

2. コミュニケーション能力

円滑な人間関係を構築し、的確な情報の伝達および収集ができるコミュニケーション能力を有する。

3. チーム医療

医療に携わる多職種の役割を理解・尊重し、薬剤師の専門性を生かし、患者にとっての最善の結果を実現するように考えて行動する能力を有する。

4. 基礎的な科学力

医薬品・化学物質等の特性を理解し、生態および環境に対する影響を理解するために必要となる基礎的な知識と科学的思考を有する。

5. 薬物療法における実践能力

患者の病態に基づいた薬物療法を、科学的根拠を考慮したうえで総合的に評価し、適切な調剤、服薬指導、処方設計の提案等の薬学的管理を実践する能力を有する。

6. 地域の保健・医療への貢献

地域の保健医療の担い手の一員として、プライマリケア、セルフメディケーション等を通じ、人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献する能力を有する。

7. 研究への取り組み

薬剤師として個々の業務を遂行する中で、多角的な視点から様々な問題や課題を解析し、その解決のための研究を遂行する意欲と解決能力を有する。

8. 自己研鑽と教育能力

薬剤師として社会から求められる要求に応えるために、医療と医薬品の進歩に関する情報や社会的動向を把握し、生涯にわたり自己研鑽を続けると共に、次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有する。

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定

基準等の策定と周知

本学部の単位認定基準及び卒業認定基準については、薬学部規程において次のとおり定め、進級基準については「履修の手引」に掲載して配付を行っている。また、学期始めに各学年を対象にしたガイダンスで単位認定や履修、成績等について指導・助言を行い、成績評価や単位認定、進級、卒業認定の基準と適用について周知を図っている。

(単位の計算)

第5条 各授業科目の単位は、次の基準により行う。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることがある。
- (2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、45時間をもって1単位とすることがある。
- (4) 卒業論文は、その作成に必要な学修等を考慮して定める。

(履修要件)

第6条 学生は、別表2に定めるところにより、204単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第7条 学生は、履修する授業科目につき、学期の初めの指定の期日までに所定の履修届を学部長に提出しなければならない。

- 2 学生は、他の学群又は学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学群長又は学部長の許可を受けなければならない。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第10条 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、可以上をもって合格とする。

- 2 成績は、その授業のある学年又は学期中に随時行う考査の結果を考慮して評価することができる。

(卒業の資格)

第11条 所定の期間在学し、第6条の履修要件をみたした者に、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

- (3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
学則第38条において、「各授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種に分け、優、

良及び可の成績を合格とする。」と規定している。また、成績評価の条件として、学則第39条において、「学生は、履修した授業科目については、授業時間の3分の2以上出席しなければ当該授業の試験を受けることができない。」と規定されている。

成績の評価方法や基準については、授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、シラバスにおいて授業計画及び成績評価の方法と基準を具体的に明示して学生に周知しており、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて、単位認定の基準の明確化と厳正な適用を行っている。シラバスには本学部開講の全授業科目について、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した一般目標と到達目標を記載し、学生が履修する科目の内容と到達目標を認識できるようにしている。また、シラバスについては大学ホームページにおいて公開している。

定期試験の実施にあたっては、試験実施前に各教員に試験に関する通知を行い、実施の手続き、監督者の留意事項、不正行為に対する注意事項を周知させている。試験は定期試験・臨時試験・追試験・再試験・卒業再試験があるが、それぞれについて学生には「履修の手引」により説明して周知している。さらに、受験上の注意を「履修の手引」に掲載したうえで定期試験前に学内に掲示して周知を徹底し、試験及び成績評価の公平性と厳格性に努めている。

学則第17条には学生の試験、進級及び卒業に関する事項は教授会において審議し、学長へ意見を述べることができると定められており、教授会で毎年度審議したうえで学長が決定することで、単位認定、進級及び卒業認定の厳正な適用を図っている。

<改善・向上方策>

各教員が、成績評価基準を共有して学修達成度を適切に評価し単位を認定している。また、学部が定めるディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修め、卒業要件を満たした者について教授会の審議を経て学長が卒業を認定していることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い必要に応じて改善を図っていく。

2 教育課程及び教授方法

(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学部のカリキュラム・ポリシーについては次のとおり定め、ディプロマ・ポリシーを達成するため、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に準拠した科目と本学独自の科目を段階的に配置し、実施する。カリキュラム・ポリシーは、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

- 医療人としての高い倫理観、使命感を育成するための科目を低年次より配置し、薬剤師への志向と学習意欲の向上を図りつつ、高年次では薬剤師に求められる社会的責任を自覚するとともに、備えるべき心構えを育成する科目を配置する。
- 科学的思考力および問題の主体的解決能力を養い、コミュニケーション能力を熟成するための科目を実施する。

- 臨床実習に関連する科目や臨床実習により、薬剤師職務に必要な基礎知識、技能、態度を修得するとともに、臨床における問題解決能力を養い、チーム医療を実践する能力、態度を育成する。
- 深い教養を身につけるための全学共通科目（一般教養科目）や、薬学専門課程に移行するための基礎能力を高めるための専門基礎科目、および国際性を育む外国語教育科目を編成し、低年次より実施する。
- 薬学の専門的知識や技術を修得するために専門科目、実習科目を編成し、基礎から段階的に実施するとともに、適切な薬物療法を実践する能力を育成するための科目を配置する。
- 地域の保健・医療への貢献できる能力を養成するために必要な専門科目、実践的実習科目を編成し、実施する。それらに加え、近隣の薬剤師会と連携した地域医療に関わる科目を実施する。
- 卒業研究、統合演習科目（PBL）および薬学アドバンスト教育により、多角的な視点から問題を発見・解決できる能力およびプレゼンテーション能力を養成する。
- 臨床実習、卒業研究により、医療と医薬品の進歩に関する情報を収集し、生涯にわたり自己研鑽を続けるための能力、次世代を育成する意欲と態度を養う。

（2）カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学部の教育研究上の目的について、「薬学部は、薬の専門家としての実践的能力、高い倫理観と豊かな人間性を備え、人々の健康の保持・増進と福祉の向上に貢献し、薬物治療の進展に資する研究心をもった薬剤師を育成することを目的とする。」と定め、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育研究活動を展開していくためにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

（3）カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学部の教育課程の体系は、幅広い知識と深い洞察力を培い、豊かな人間性を育むための教養教育、専門教育に向けた基礎的知識を修得させる専門基礎科目、並びに薬学教育モデル・コアカリキュラムを基本とした専門科目により以下のとおり構築している。

- ① 「教養教育」では、医療人としての倫理観、使命感を持った薬剤師の育成をめざすための授業科目を設置している。
- ② 「専門基礎教育」では、早期臨床体験、薬学概論を通して薬学への理解を深め、将来的に薬剤師になるという目的意識を早い段階から持たせるとともに、専門教育に向けた基礎的知識を履修する。

- ③ 「薬学専門教育」では、臨床現場でチーム医療の一員として活躍できる薬剤師、さらに、地域における医療の担い手として活躍できる薬剤師の育成のために、物理系、化学系、生物系、衛生系、医療薬学系などの授業科目を設置している。
- ④ 「薬学アドバンスト教育」では、英語教育、先端薬学関連科目、問題解決型学習などに重点を置いている。
- ⑤ 「卒業研究」では、研究室で各自の研究課題に取り組む。目標を設定して、実験・研究を進めることで問題解決能力や研究マインドを身に付ける。

(4) 教養教育の実施

本学部では、一般教養的授業科目を全学共通科目として、人文科学、社会科学、自然科学、外国語、情報処理、スポーツ・健康科学、総合教養に区分される科目を配置している。

(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

薬学生として学習に対するモチベーションを高めるために「早期臨床体験」を1年次に開講し、病院・薬局・製薬会社などの医療現場を見学することにより、医療の高度化に伴う薬剤師へのニーズや地域医療の重要性について体得できるようにしている。2年次以降では各学年で問題解決型学習（PBL：Problem Based Learning）の統合演習を実施し、小グループに分かれてテーマについて問題抽出、調査及び発表に取り組み、問題解決能力やコミュニケーション能力の養成に努めている。

2018年度よりカリキュラムを改正し、「地域の薬剤師活動を学ぶ」（1年～6年次、選択科目）及び「薬剤師の専門的スキルを活用した地域活動を学ぶ」（5、6年次、選択科目）を新たに開講し、薬剤師が地域住民の健康増進等を目的として開催している各種事業に積極的に参加することを通じて、地域社会における薬剤師の様々な活動を調査・研究し、自らの将来像を描きながら自己研鑽に励めるようにしている。また、先端薬学に関する教育のさらなる充実のため、6年次の「新薬論」及び「先端薬物療法論」を選択科目より必修科目に変更した。

<改善・向上方策>

学部が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいるおり、随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

3 学修成果の点検・評価

(1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学部では、成績評価について授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、授業計画及び成績評価の方法と基準についてはシラバスで具体的に明示して学生に周知しており、学修成果の点検・評価方法の確立及び運用が適正に行われている。シラバスには本学部

開講の全授業科目について、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した一般目標と到達目標を記載し、学生が履修する科目の内容と到達目標を認識できるようにしている。

問題解決能力に関する達成度の評価について、問題解決型学習（PBL：Problem Based Learning）は必要な知識を問う小テストの他に、学生の課題への取り組み状況、発表内容、質疑応答における積極性を加味し、複数の担当教員により評価している。演習科目については分野ごとに小テストを行い、最終的に定期試験の結果で判定している。卒業研究Ⅰについては配属研究室教員（指導教員）が卒業研究評価表に基づき、研究テーマの選定、研究目的、研究計画等の進捗状況を確認しながら形成的評価を行っている。卒業研究Ⅱについては、研究成果（研究発表と卒業論文）及び卒業研究への取り組みの観点から卒業研究評価表に基づいて評価している。

（2）教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

姫路獨協大学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学群及び各学部の学生を対象に姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートは開講している全ての授業科目を対象とし、教員の授業に関する姿勢（話し方や教材の活用等）、授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度に関する質問が設定されている。アンケートの結果は全ての教員にフィードバックされ、それに対して各教員は授業改善案を全学FD委員会へ提出している。全学FD委員会は改善案をまとめて「教育活動自己評価」を作成し、学内ホームページにおいて公表するとともに次学期以降の教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用することとしている。

本学部では、試験の結果を掲示し、各学年における席次については配属先の担当教員に問い合わせることで学生本人に開示している。成績について、前期開講科目は9月中旬に、通年・後期開講科目は3月中旬に本人及び保護者宛に通知を行うとともに、保護者に対しては毎年9月に保護者懇談会を開催している。また、成績に疑問のある学生については、成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設けている。

学生の出欠状況・成績情報は定期的に薬学部教授会で開示して教員全体で確認できる体制を整えている。また、進級判定において留年となった場合は、保護者宛に学部長名で通知状を送付し、担任教員（1年次～4年次）又は配属研究室教員（5年次、6年次）が未修得科目を確認し3月中に学生と面談している。卒業留年となった学生については、卒業判定結果の発表後に学部長及び教務委員等が出席して今後の学修について説明会を開催し、配属研究室教員が個別に指導を行っている。

<改善・向上方策>

姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施し、アンケート結果を全ての教員にフィードバックして各教員における教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用している。また、成績については、毎年度2回（前期・後期）本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については、成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設け、学生本人が評価結果についてフィードバックできる体制を整えている。また、学部の教員が学生個々の学修状況の

把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する等、教育効果を高める取り組みを行っており、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

<事実の説明>

●人間社会学群

1 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学群のディプロマ・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

① 人間社会学群 国際言語文化学類

- (a) 国際言語コースは、英語を中心にドイツ語、スペイン語、中国語、韓国語など複数の言語・文化・歴史・社会を有機的に学び、多様な価値観を持つ人々との共生が実現可能な国際的視野に立つ教養人になること。
- (b) 医療外国語コースは、外国語運用能力及び外国文化の知識を身につけることに加え、さらに医療分野の知識を統合し、実践の場で活用する能力を身に付けた国際的視野に立つ教養人になること。
- (c) 日本語教育・日本文化コースは、外国語運用能力、日本語・日本文化についての深い知識及び日本語による優れたコミュニケーション能力を修得し、グローバル化する現代の社会で国際的視野に立つ教養人になること。

② 人間社会学群 現代法律学類

- (a) 多様化・加速化する現代社会に関心を抱き、必要とされる教養の知識並びに法学及び政治学の専門的知識を修得すること。
- (b) 知識に裏付けられた法的判断能力及び実際的な問題解決能力である「リーガルマインド」を身につけていること。
- (c) 「リーガルマインド」をもって、現在及び将来起こり得る社会問題を整理し理論的に考え、自ら行動を起こし、他人と協働して合理的に解決する力（「考・動・力」）を身につけていること。

③ 人間社会学群 産業経営学類

- (a) 学問領域に対する専門的な知識及び技能を有すること。
- (b) 自らが抱いた疑問点に対して、修得した様々な技能を駆使し積極的にその解をもとめようとする問題解決能力を身につけていること。
- (c) コミュニケーション能力と自ら考え行動できる人間力を身につけていること。

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学群の単位認定基準及び卒業認定基準については、人間社会学群規程において次の

とおり定め、進級基準については「履修の手引」に掲載して配付を行っている。また、学期始めに各学年を対象にしたガイダンスで単位認定や履修、成績等について指導・助言を行い、成績評価や単位認定、進級、卒業認定の基準と適用について周知を図っている。

(単位の計算)

第5条 各授業科目の単位は、次の基準により行う。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることがある。
- (2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、40時間又は45時間をもって1単位とすることがある。
- (4) 卒業論文は、その作成に必要な学修等を考慮して定める。

(履修要件)

第6条 学生は、学則に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第7条 学生は、履修する授業科目につき、学期の初めの指定の期日までに所定の履修届を学群長に提出しなければならない。

- 2 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学群長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第10条 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、可以上をもって合格とする。

- 2 成績は、その授業のある学年又は学期中に随時行う考査の結果を考慮して評価することができる。

(卒業の資格)

第11条 所定の期間在学し、第6条の履修要件をみたした者に、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学則第38条において、「各授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種に分け、優、良及び可の成績を合格とする。」と規定している。また、成績評価の条件として、学則第39条において、「学生は、履修した授業科目については、授業時間の3分の2以上出席しなければ当該授業の試験を受けることができない。」と規定されている。

成績の評価方法や基準については、授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、シラバスにおいて授業計画及び成績評価の方法と基準を具体的に明示して学生に周知しており、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて、単位認定の基準の明確化と厳正な適用を行っている。また、シラバスについては大学ホームページにおいて公開している。

定期試験の実施にあたっては、試験実施前に各教員に試験に関する通知を行い、実施の手続き、監督者の留意事項、不正行為に対する注意事項を周知させている。試験は定期試験・臨時試験・追試験・再試験・卒業再試験があるが、それぞれについて学生には「履修の手引」により説明して周知している。さらに、受験上の注意を「履修の手引」に掲載したうえで定期試験前に学内に掲示して周知を徹底し、試験及び成績評価の公平性と厳格性に努めている。

学則第17条には学生の試験、進級及び卒業に関する事項は教授会において審議し、学長へ意見を述べることができると定められており、教授会で毎年度審議したうえで学長が決定することで、単位認定、進級及び卒業認定の厳正な適用を図っている。

<改善・向上方策>

各教員が、成績評価基準を共有して学修達成度を適切に評価し単位を認定している。また、学群が定めるディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修め、卒業要件を満たした者について教授会の審議を経て学長が卒業を認定していることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い必要に応じて改善を図っていく。

2 教育課程及び教授方法

(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学群のカリキュラム・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

人文・社会・自然科学に関する幅広い教養を身につけるとともに、それぞれが国際言語文化、現代法律、産業経営に関する専門分野を深く修めることによって、人間社会の諸問題に柔軟に対処できる人材を育成する。全学共通科目並びに人間社会学群の学群共通科目・学類専門基礎科目・学類技能科目を主に1年次と2年次に修得させる。この間に、幅広い専門分野から学生の専攻する学類を選択する上で必要な情報を提供するとともに、専門科目への導入となる科目を1年次と2年次に配置している。そして、1年次終了時に、国際言語文化学類、現代法律学類、産業経営学類への所属を決めさせる。

① 国際言語文化学類

2年次 外国語力・日本語力を総合的に向上させるとともに、その言語を使用する人々の文化や社会などについての基礎となる知識を幅広く学び、教養人としての感性を高める。

3年次 外国語・日本語による表現力や思考力を磨くとともに、多様で幅広い専門分

野での学びを通して、知識を有機的に統合し、国際的視野に立つ教養人としての感性を高める。

4年次 4年間を通して修得した幅広い教養と専門的知識によって、自らが設定した課題について考察し、自らの言語・文化のみならず、他の言語・文化を総合的に理解し、コミュニケーション能力に優れ、国際社会と地域社会のいずれにも深い関心と洞察力を持った高度で実践的な外国語力・日本語力を有した人材を養成する。

② 現代法律学類

- (a) 学類専門基礎科目の法学および政治学の入門科目では、全学共通科目と専門科目を架橋し、年次に合わせて体系的かつ段階的に専門科目を学修するために必要となる基礎知識を授けている。
- (b) 学類専門科目は、各コースの学修において中核となる基本六法を配置し、法学および政治学の専門的知識を修得させ、その知識を用いた思考力を養成する。
- (c) 将来を見据えた各コースの指定科目は、現在または将来の諸課題に対処できるよう、基本六法をさらに発展・展開させた複合法領域および関連する学際的な学問領域の知識を修得させ、その知識を用いた思考力を養成する。
- (d) 各コースで修得した知識および思考力に裏付けられた問題解決能力である「リーガルマインド」を涵養し、また学生のコミュニケーション能力の強化を図るよう基礎演習を提供する。更に演習は、選択したコースと卒業後の進路を意識し、学生が将来の目標を設定し専門的知識を活かして自己実現を図ろうとする学習意欲に応える。

③ 産業経営学類

2年次 対象となる学問全体についての全体像を持たせると共に、全コースにおいて必要となる基礎的な知識を修得させる。

3年次 各コースについてより深く学ばせ、座学に加え各技能修得のための演習を通して、使える知識の定着を図る。資格取得に寄与する科目・講座の履修を支援する。

4年次 既存の知識を修得させると共に、現状の問題点がどこに在るのかを十分に認識させ、自らが選んだテーマについて考察を行わせる。また、目標とした資格と関わりのある職業・仕事への理解を深耕させ、更なる挑戦（挑戦の継続）を促進する。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学群の教育研究上の目的については次のとおり定め、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育研究活動を展開していくためにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

現代は、高度情報化、グローバル化、少子高齢化あるいは多文化共生で表現される複雑な社会であり、その中で多様な価値観を持った人々が共存して生きる時代である。このような時代にあつては、人と社会に関する幅広い知識を有し、専門分野も究めた自在性のある人材が求められる。人間社会学群においては人文・社会・自然科学及び医療福祉に関する幅広い教養を身に付けるとともに、それぞれが、国際言語文化、現代法律学、産業経営に関係する専門分野を深く修めることによって、現代の人間社会における諸課題に正しく対処できる人材を育成することをその目的とする。

国際言語文化学類は、自らの言語・文化のみならず、さまざまな他の言語・文化の学修・修得を通じて、コミュニケーション能力に優れ、多くの人々と互いに分け隔てなくしなやかに共生し、国際社会への洞察力と地域社会への愛着を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

現代法律学類は、幅広い教養と法律学および政治学に関する専門知識を授け、的確で柔軟な法的判断能力及び実践的な問題解決能力を備えた、現在および将来にわたり社会に貢献することのできる人材を養成することを目的とする。

産業経営学類は、一般社会やビジネス界で必要となる、経済・経営、会計・情報に関する教養と専門知識を授け、問題解決能力を有し、高い倫理性と責任感をもって判断し、行動できる人材を養成することを目的とする。

(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学群の教育課程の体系は、1年次では学群共通の教養教育及び基礎教育を行い、人文科学・社会科学・自然科学に関する幅広い教養を身に付けるとともに、2年次以降の学類選択への方向性を導く。学類の選択は原則学生の志望に基づいて、2年次から3つの学類（国際言語文化学類、現代法律学類、産業経営学類）へ配属する。

国際言語文化学類では、言語と文化の学修を通じて国際的視野に立つ教養人を養成するために、3つのコース（国際言語、医療外国語、日本語教育・日本文化）を設置している。現代法律学類では、「リーガルマインド」をもつて的確で柔軟な法的判断能力及び実際的な問題解決能力を備えた、現在及び将来にわたり社会に貢献する人材を養成するために、4つのコース（法律、公共安全、企業法務、医療コンプライアンス）を設置している。産業経営学類では、現代ビジネス社会において必要となる知識をあらゆる角度から学び、即戦力として十分通用する実践力を育むために、4つのコース（経済経営、医療産業、スポーツ産業、会計・情報）を設置している。

(4) 教養教育の実施

本学群では、一般教養的授業科目を全学共通科目として、総合、キャリア関連、スポーツ・健康科学、人文科学、社会科学、自然・環境科学に区分される科目を配置している。

(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

各学類（国際言語文化学類、現代法律学類、産業経営学類）では、コアとなる専門コースに加えて、将来の進路を見据えた複数のコースを設置し、各コース別に系統立てた教育を行う一方、学類の垣根を越えた教育体制も学群制の特色としている。各学類での

専門分野の修得については、自身が所属する学類の専門科目のみならず、他学類の専門科目を学際科目として捉えて、他学類の専門科目の修得を行うことで学類の垣根を低くして学生個人の自主的な学びを促している。

<改善・向上方策>

学群が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいることから直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況はないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

3 学修成果の点検・評価

(1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学群では、成績評価について授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、授業計画及び成績評価の方法と基準についてはシラバスで具体的に明示して学生に周知しており、学修成果の点検・評価方法の確立及び運用が適正に行われている。また、中学校教諭一種免許状（英語、国語、社会）、高等学校教諭一種免許状（英語、国語、公民）、学校図書館司書教諭等の教職科目や博物館学芸員、社会教育主事、各種資格試験（英語検定、TOEIC、TOEFL、簿記検定等）における資格取得状況を通じて学修成果の達成状況を把握するとともに、点検・評価の指標の一つとして活用している。

(2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

姫路獨協大学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学群及び各学部の学生を対象に姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートは開講している全ての授業科目を対象とし、教員の授業に関する姿勢（話し方や教材の活用等）、授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度に関する質問が設定されている。アンケートの結果は全ての教員にフィードバックされ、それに対して各教員は授業改善案を全学FD委員会へ提出している。全学FD委員会は改善案をまとめて「教育活動自己評価」を作成し、学内ホームページにおいて公表するとともに次学期以降の教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用することとしている。

成績については、前期開講科目は9月中旬に、通年・後期開講科目は3月中旬に本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設けている。また、教務委員が中心となって学生個々の学修状況の把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する体制を整えている。

<改善・向上方策>

姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施し、アンケート結果を全ての教員にフィードバックして各教員における教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用している。また、成績につい

ては、毎年度2回（前期・後期）本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については、成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設け、学生本人が評価結果についてフィードバックできる体制を整えている。また、学群の教員が学生個々の学修状況の把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する等、教育効果を高める取り組みを行っていることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

<事実の説明>

●看護学部

1 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

看護学部は、2016年4月に開設された。1学年の定員は80名で、2018年度には3年生まで在籍しており、2019年度に完成年度を迎える。保健師課程を併設（定員は内数で20名）し、保健師国家試験受験資格取得のための科目を定めている。保健師課程履修志望者は、看護学部が2年次に実施する選抜試験を受験し、合格者には科目の履修が認められる。

本学部の目的は、学則第2条の5に次のように定めている。文言は「履修の手引」に掲載し、大学ホームページに他学科目的と共に公開している。

生命の尊厳と個人の尊重であるヒューマンケアを基盤とし、看護に関する専門知識・技能を学修し、科学的思考力と主体的学習能力を涵養することによって、看護実践の質の向上に役立て、地域社会に貢献できる専門看護職者の育成を目的とする。

目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーについては次のとおり定めており、「履修の手引」に掲載し、大学ホームページにおいて公開している。

- ① 職業人として、日本語及び外国語の運用能力並びに情報リテラシーの基礎を身に付け、これらを用いて論理的な分析と思考・判断及び表現する能力を有する。
- ② 語学の学修を通して、他者とのコミュニケーションに必要な基礎的能力を有する。
- ③ 生命への畏敬の念と人間の尊厳を守るための倫理的態度を有している。
- ④ 多様な価値観、個性を尊重する態度を有している。
- ⑤ 人間と生活、心身の健康、社会の直面する諸課題についての基礎知識を修得し、人間・健康・社会の関係を体系的に理解する能力を有する。
- ⑥ 看護の目的と対象となる個人・家族・集団の特性を理解し、健康問題の特定と解決に必要な看護実践ができる基礎的能力を有する。
- ⑦ 保健・医療・福祉チームの一員として、多職種と連携・協働するために必要な基礎的能力を有する。

「履修の手引き」は入学時に配付しガイダンスにて学生および保護者に説明を行っており、各学年前・後期ガイダンスにも活用している。

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーにより、本学部の単位認定基準及び卒業認定基準については、看護学部規程において次のとおり定めている。学生には、学部に設置した教務委員会が中心となり、学期始めに各学年を対象にしたガイダンスで単位認定や履修、成績等について指導・助言を行い、成績評価や単位認定、卒業認定の基準と適用について周知を図っている。特に新入生には、担任や科目担当者と連携しながら、履修登録方法や出席の重要性、学習の方法、試験の受け方など、多岐にわたって丁寧に指導している。

(単位の計算)

第5条 各授業科目の単位は、次の基準により行う。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることがある。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、40時間又は45時間をもって1単位とすることがある。
- (4) 前項の規定に関わらず卒業論文については、その作成に必要な学修等を考慮して単位数を定めることがある。

(履修要件)

第6条 学生は、学則に定めるところにより、128単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第7条 学生は、履修する授業科目につき、学期の初めの指定の期日までに所定の履修届を学部長に提出しなければならない。

- 2 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部又は学群長の許可を受けなければならない。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第10条 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、優、良及び可の成績を合格とする。

- 2 履修した授業科目については授業時間の3分の2以上出席しなければ、当該授業科目の試験を受けることができない。
- 3 成績は、その授業のある学年又は学期中に随時行う考査の結果を考慮して評価することができる。

(卒業の資格)

第 11 条 所定の期間在学し、第 6 条の履修要件をみたした者に、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学則第 38 条において、「各授業科目の成績は、優、良、可及び不可の 4 種に分け、優、良及び可の成績を合格とする。」と規定している。また、成績評価の条件として、学則第 39 条において、「学生は、履修した授業科目については、授業時間の 3 分の 2 以上出席しなければ当該授業の試験を受けることができない。」と規定している。

成績の評価方法や基準については、授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断している。授業計画及び成績評価の方法と基準は、シラバスにおいて具体的に明示して学生に周知しており、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて、単位認定の基準の明確化と厳正な適用を行っている。シラバスは、大学ホームページで公開している。

定期試験の実施にあたっては、試験実施前に各教員に試験に関する通知を行い、実施の手続き、監督者の留意事項、不正行為に対する注意事項を周知させている。試験は定期試験・臨時試験・追試験・再試験・卒業再試験があるが、それぞれについて学生には「履修の手引」により説明して周知している。さらに、受験上の注意を「履修の手引」に掲載したうえで定期試験前に学内に掲示して周知を徹底し、試験及び成績評価の公平性と厳格性に努めている。

学則第 17 条には学生の試験、進級及び卒業に関する事項は教授会において審議し、学長へ意見を述べることができると定められており、教授会で毎年度審議したうえで学長が決定することで、単位認定、進級及び卒業認定の厳正な適用を図っている。

実習単位については、1 年次の基礎看護学実習 I から 4 年次の統合看護学実習まで合計 14 科目があり、全部で 28 単位となっている。単位修得に関し、実習科目は授業時間数の 5 分の 4 以上の出席が必要と定めている。

実習履修要件を設定しており、「履修の手引き」に掲載し、ガイダンス時をはじめ、学生に周知徹底している。各実習科目の履修要件は、以下のとおりである。

・ 1 年次実習科目

「基礎看護学実習 I」(1 単位 45 時間)を履修するためには、「看護学概論」、「基礎看護学方法論 I」、「基礎看護学方法論 II」、「基礎看護学方法論 IV」の単位修得が要件である。さらに、「解剖学 I」、「生理学 I」、「病原微生物学」、「解剖学 II」、「生理学 II」、「生化学」、「栄養学」、「感染予防学」、「看護疾病論」、「基礎看護学方法論 V」を履修し、なおかつ定期試験を受験していなければならない。

・ 2 年次実習科目

「基礎看護学実習 II」(2 単位 90 時間)を履修するためには、「解剖学 I」、「生理学 I」、「病原微生物学」、「解剖学 II」、「生理学 II」、「生化学」、「栄養学」、「感染予防学」、「看護疾病論」、「基礎看護学方法論 III」、「基礎看護学方法論 V」、「基礎看護学実習 I」の単位を修得しておく必要がある。なおかつ「疾病治療学 I」、「疾病治療学 II」、「基礎看護学方法論 VI」を履修し、定期試験を受験していなければならない。

・ 3 年次実習科目

3 年次の各領域別実習ではすべて、「基礎看護学実習 II」、「疾病治療学」 I ～ IV の単位を修得していることが必要になる。

療養支援看護学領域における「成人急性期看護学実習」および「成人慢性期看護学実習」（各3単位135時間）については、「成人看護学概論」、「成人急性期看護学」、「成人慢性期看護学」、「成人急性期看護学方法論」、「成人慢性期看護学方法論」の単位修得が履修要件である。「老年生活援助実習」および「老年看護学実習」はそれぞれ2単位（90時間）で、「老年看護学概論」、「老年生活援助論」、「老年看護学方法論」の単位修得が要件である。

生命成育看護学領域における「小児発達援助実習」「小児看護学実習」（各1単位45時間）は、「小児看護学概論」、「小児発達援助論」、「小児看護学方法論」の単位修得、「母性看護学実習」（2単位90時間）では、「母性看護学概論」、「周産期看護論」「母性看護学方法論」の単位修得が履修要件である。

地域生活支援看護学領域の「精神看護学実習」（2単位90時間）では「精神看護学概論」、「精神健康生活援助論」および「精神看護学方法論」、「在宅看護学実習」（2単位90時間）は「在宅看護学概論」「在宅生活援助論」「在宅看護学方法論」の単位修得が履修要件である。

・4年次実習科目

「統合看護学実習」（2単位90時間）では、看護師課程における3年次までに開講する看護学実習すべての単位修得が履修要件である。

保健師国家試験受験資格に必要な実習である「公衆衛生看護学実習Ⅰ」（4単位180時間）および「公衆衛生看護学実習Ⅱ」（1単位45時間）では、それに加えて「疫学」、「保健医療福祉行政論」、「社会福祉原論」、「保健統計学」、「産業保健学」、「学校保健」、「公衆衛生看護学概論」、「健康教育論」、「公衆衛生看護管理システム論」、「地区診断・地区活動論」、「公衆衛生看護学演習」の単位修得が要件である。

本学部では、教務・実習関連学事については全学的組織と緊密に連携を図りながら、学部教務委員会と実習委員会が主体となって担い、上述内容についての厳正な適用を遂行してきた。

教務委員会では、17年度までの取り組みを基盤に、18年度は教務課職員の定例委員会への参加協力を得て、初めての領域別実習に際しての学生情報共有方法の構築、ガイダンスや保護者会の企画・運営、履修の手引の見直し等を行った。

実習委員会では、実習開講スケジュールの検討および決定、各実習施設との連絡調整を統括し、学生へのガイダンスを適時開催してきた。また16、17年度には、各実習施設との連絡調整会議を本学部にて開催した。3年次後期（9月～3月）の長期にわたる領域別実習中の情報共有のため、各領域ごとの出欠席の状況やインシデントの内容などを話題にして、18年度12月末に、初めての实習中間会議（教員対象）を開催した。

<改善・向上方策>

各科目担当教員が、成績評価基準に従って学修達成度を適切に評価し単位を認定している。また、必要時は学部の教務委員会・実習委員会・各領域会議において情報共有し、適正な判断ができるようにしている。初めての卒業年度となる来年度(2019年度)においては、学部が定めるディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修め、卒業要件を満たした者について教授会の審議を経て学長が卒業認定をおこなうよう整えていることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い必要に応じて改善を図っていく。

学部内委員会活動としては、教務委員会では、実習時の学生状況の情報共有のあり方に関

して今後も検討していく。また学生の自律的な学修の促進は完成年度に向けての重要な課題であるため、成績評価についてはG P A (Grade Point Average) 方式の早期導入を検討していく。実習委員会では、今後も活動を継続しながら、実習時期の調整をはかることが課題である。

2 教育課程及び教授方法

(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学部のカリキュラム・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して入学時ガイダンスで配付し説明を行い、大学ホームページにおいて公開している。

① 多様化する社会のニーズに応えるための幅広い教養知識を修得する。

社会のさまざまな分野における知識を学ぶとともに、総合的・学際的な分野と専門分野が相互に補完しあうことによって幅広い教養と豊かな感受性を身に付ける。

② 生命の尊厳や人権を守り、多様な価値観や意思を認め尊重できる。

生命の尊厳や人権尊重の理念について、理解を深めることにより、自らの価値観や人間観を育み、人々の人生や生活に対する価値観や意思が、多様で個別的であることを理解し、様々な価値を受容し尊重できる豊かな人間性を育成する。

③ 基礎的な看護実践力を育成する。

看護学と医学の基礎的知識を学修し、論理的な思考と科学的な根拠に基づいた看護実践を展開できる能力をもとに、総合的なヒューマンケアに基づく看護実践能力を育成する。

④ 保健医療福祉チームの一員として多職種と連携・協働できる。

保健・医療・福祉チームの一員として、病院施設の機能やチーム医療における看護及び多職種の役割を理解し、多職種と連携・協働して、看護の役割を果たすことができる能力を育成する。

⑤ 科学的思考と問題解決能力、主体的学習能力で自己成長ができる。

看護の質の向上や多様なニーズに応えるためには、看護に関する課題の解決に向けた科学的思考と問題解決能力が必要になることから、継続的に看護学を探究しつづける基盤を維持し、看護の知識を学び、適切な看護実践を選択し行動するための科学的知識と問題解決能力を育成する。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学部の教育研究上の目的は、冒頭で示したとおり「生命の尊厳と個人の尊重であるヒューマンケアを基盤とし、看護に関する専門知識・技能を学修し、科学的思考力と主体的学習能力を涵養することによって、看護実践の質の向上に役立て、地域社会に貢献できる専門看護職者の育成を目的とする。」と定めている。これにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図りながら、目的の達成に向けて計画的で効果的な教育研究活動を展開している。

(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育目的およびカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学部の教育課程の体系は、「地域の多様なニーズに対応できる質の高い看護職者」を育成するために、幅広い教養知識、コミュニケーションに必要な基礎的能力、多職種との連携、チーム医療へのアプローチに必要な基礎

的能力の修得を目指したものとしている。

科目群としては、「全学共通科目」「専門教育科目」に二分している。

「全学共通科目」では、幅広い教養知識及び看護師となるための基礎学力を修得する。そのため、多様化、複雑化する社会において柔軟に対応できる教養人の育成と基礎学力の修得ができるようバランスのとれた科目配置としている。

「専門教育科目」には、「専門基礎科目」区分および「専門科目」区分を配置している。

「専門基礎科目」では、看護職者としての専門知識を修得するための基本的な知識を修得することを旨とするともに、保健・医療・福祉チームの一員として多職種との連携・協働できる能力を育成する。このため、健康や疾病を理解するための基礎医学知識等を修得し、保健や福祉の社会基盤における看護学の位置づけについて理解を深めるために、「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」の3分野で構成している。

「専門科目」では、「基礎看護学」「療養支援看護学」「生命成育看護学」「地域生活支援看護学」「統合実践看護学」の5領域で編成し、理論から実践、実践から統合へと各看護学を系統的に組み立てて教育課程を編成している。

保健師課程については、看護師課程の科目に加え、保健師国家試験受験資格取得に向けて28単位を定めている。カリキュラム・ポリシーは同様に適用し、特に地域において看護専門性を発揮できる人材を育成している。

(4) 教養教育の実施

本学部では、教養教育は「全学共通科目」に配置している。「外国語」「情報処理」「教養科目」「スポーツ・健康科学」「総合教養科目」の5区分に分け、さらに「教養科目」には「人文科学」「社会科学」「自然科学」の3小区分を置いている。

卒業要件の約1/4である30単位を「全学共通科目」から修得するようにし、四年制大学を卒業した看護職者としての学士力・人間力が培われるよう編成している。また、総合教養科目として選択科目「播磨学」を置き、地域への関心を育み、知識を深めることができるようにしている。

(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

①全学共通科目

全学共通科目で展開する語学教育は、語学の学修を通して他者との交流におけるコミュニケーションに必要な基礎的能力を学ぶことを目的としている。

また、幅広い教養の修得を目指し、「総合教養科目」として人文科学、社会科学、自然科学を包含したカリキュラムを配置し、加えて専門科目を学ぶ上で必要不可欠な基礎学力を身に付けるために、「看護ゼミナールⅠ・Ⅱ」「人間関係論」「臨床心理学」「播磨学」「対人コミュニケーション論」を配置し、自らの学びを主体的に選択することができる教育課程を構築している。

各科目は1, 2年次に配置している。「看護ゼミナールⅠ・Ⅱ」は1年次前・後期に配置しており、幅広い知識・教養を身につけながら、少人数グループで大学の環境や学修形態になじみ、仲間づくりをし、将来像を描けるよう工夫している。また、3年次開講の専門科目「チーム医療論」を理解するうえでより教育効果を高めるために「チームワーク概論」を配置し、多職種との連携、チーム医療の専門的な立場から患者の持つ問題に対して保健・医療・福祉

を含めた総合的なサービスの提供に関する基礎的な知識を学修できるようにしている。

②専門基礎科目

専門科目学修の基盤となる科目を、「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」の3区分としたカリキュラム配置としている。ほとんどが看護師国家試験および保健師国家試験の受験資格を得るために必要な科目で構成している。

専門科目における各看護学実習の履修要件となっている科目も多いため、履修ガイダンスでの注意喚起や動機づけ、担任による相談や助言をおこなっている。

③専門科目

ア. 基礎看護学

「基礎看護学」では看護学の基本となる知識、技術を中心として、看護実践の具体的な展開に要する基本的な考え方を学修する。この分野に配置する授業科目を通じて、学生は看護の概念である「人間」「環境」「健康」「看護」の4つの概念を関連付けて学習することとしている。

「基礎看護学」は「看護学概論」、「看護教育」、「看護管理学」、「基礎看護学方法論Ⅰ」「基礎看護学方法論Ⅱ」「基礎看護学方法論Ⅲ」「基礎看護学方法論Ⅳ」「基礎看護学方法論Ⅴ」「基礎看護学方法論Ⅵ」「基礎看護学実習Ⅰ」、「基礎看護学実習Ⅱ」で構成されている。1年次前期から方法論も開講となる。各学期1回は技術の確認を行い看護実践する上で、基本的な知識・技術・態度が身についているかを確認している。

1年次の2月および2年次の9月には基礎看護学実習を配置している。1年次の「基礎看護学実習Ⅰ」では、学内で学修した看護に関する知識と技術を統合し、2年次に備える。2年次の「基礎看護学実習Ⅱ」では、さらに知識・技術を深化させ3年次の領域実習に移行できるよう工夫している。

イ. 療養支援看護学

成人期から老年期にある人々の成長・発達期の特徴を理解し、健康問題を持つ成人・老年の健康生活、疾病を持ちながら療養生活を送る人々に必要なセルフケアを支援する能力を学修することを目的としている。療養支援看護学は、「成人看護学」「老年看護学」に区分され、「成人看護学」では、成人の健康障害と疾病予防に向けた看護、急性期、周手術期にある人々の看護、健康障害を持つ人の回復過程における看護、慢性病とともに生きる人々の看護について学修することを目的としている。授業科目は、「成人看護学概論」「成人急性期看護学」「成人慢性期看護学」「成人急性期看護学方法論」「成人慢性期看護学方法論」「成人急性期看護学実習」「成人慢性期看護学実習」である。

「老年看護学」では、ライフサイクルにおける老年期を加齢と成熟のプロセスととらえ、老年期に特徴的な健康問題を理解し、看護を実践するための知識・技術を修得することを目的としている。授業科目は、「老年看護学概論」「老年生活援助論」「老年看護学方法論」「老年生活援助実習」「老年看護学実習」である。

ウ. 生命生育看護学

生命成育看護学は、次世代に関わる人々や、次世代を担う子供の成長・発達を支援する看護や健康問題への援助に必要な知識と技術を学修することを目的としている。「小児看護学」と「母性看護学」で区分される。

「小児看護学」では、子どもの成長発達における健康の維持・増進や疾病を持つ子ども・家族を理解し、子どもを取り巻く社会環境を踏まえた看護実践に必要な知識と技術を修得す

ることを目的とする。健康障害を持つ子どもの看護、家族への支援を学修する。授業科目は、「小児看護学概論」「小児発達援助論」「小児看護学方法論」「小児発達援助実習」「小児看護学実習」である。「母性看護学」では、女性のライフサイクルにおける特性と生理的变化と心理、精神的、社会的課題を理解し健康保持・増進に向けての看護実践に必要な知識と技術を修得することを目的とする。ライフサイクル各期に起こりやすい特有の健康障害とその治療を受ける女性の健康問題を学修する。授業科目は、「母性看護学概論」「周産期看護論」「母性看護学方法論」「母性看護学実習」である。

エ. 地域生活支援看護学

この領域には、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の3つの専門分野が含まれる。その中で、精神看護学は、2年次の前期に「概論」を配置し、人の精神発達のあり方をはじめ、精神に障害をもった人や家族の生きにくさを学ぶ。精神障害者との触れ合いの体験の少ない学生のために視聴覚教材を多用し、ナイチンゲールの三重の関心でいうところの第2の関心（人間的な関心）が育まれるような工夫をしている。また、同じく2年次後期の「精神健康生活援助論」では、統合失調症やうつ病などの精神疾患を看護学的な視点でみつめられるように、身体的、心理的、社会的な側面のそれぞれの関係性を学びながら、第一の関心（疾患等への知的な関心）が育まれるよう学修する。さらに3年次の「方法論」では、第3の関心（技術的な関心）が育まれるようにグループ学習を取り入れた学びを行っている。3・4年次の実習では、以上の学びを整理・統合するため、人を通じた学びができるよう構築している。

在宅看護学では、「在宅看護学概論」・「在宅生活援助論」・「在宅看護学方法論」は3年次前期に履修する。在宅で療養する患者と家族に対する療養上のケア及びそれをサポートする地域包括ケアについて学修する。入院日数の短縮化や在宅用医療機器の進歩により、重篤な疾患や症状があっても、在宅療養が可能となって来ている。医療機関からのシームレスで質の高いケアを在宅療養者と家族に提供できるために、必要な知識と技術の習得を目指している。

公衆衛生看護学では、「公衆衛生看護学概論」を2年次後期に履修する。看護師課程の中ではコミュニティを対象とした公衆衛生看護の特性について理解することを目指している。「公衆衛生看護管理システム論」「地区診断・地区活動論」は、保健師課程を選択した学生が3年次前期に履修する。

オ. 統合実践看護学

2年後期に配置した「看護・医療英語」に始まり、3・4年次にかけて12科目13単位を配置している。この領域の科目は、各専門領域科目の学修を統合しながら発展させ、卒業に向かって能力を発展させていくために設定している。

学部教育における看護実践力育成の集大成としては、「統合看護学実習」を設定している。この科目は、3年次までのすべての看護学実習を履修し単位を取得した学生が履修する。現在は学部開設3年目であり、上記専門科目の療養支援看護学実習、生命生育看護学実習、地域生活支援看護学実習に取り組んでいるところである。この科目の目的は、実習体験を通じて見出した看護実践における自己の課題について解決策を立てて実施し、実施したケアを振り返って看護の探求に必要な考えを学ぶ。また、臨床における看護実践に必要な保健医療チームの中の看護師としての役割を理解し、実践に必要な基礎的知識と技術を統合する能力を養う。

基礎的研究能力の育成については、3年前期に「看護研究方法論」、4年後期に「卒業研究」

を配置している。

<改善・向上方策>

現在は学部開設 3 年目であり、学部が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、完成年度に向けて授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいる最中である。たとえば基礎看護学においては、現在半期ごとに行っている技術の確認を、さらに授業と実習の関連性を意識して授業時間、実習前の課題学習の時間等を活用した科目運営を行う予定である。また在宅看護学では、地域包括ケアの進展の早さにあわせて、年度ごとに講義・演習の内容を見直し、学習内容の質の向上に努める。

3 年次後期は 1 期生の各領域別実習が進行しているところである。1 グループ 5 名を基準とし、各グループに教員を配置し、施設側指導者と細やかに連携しながら、質の高い看護職者の育成を目指している。次年度が完成年度であり、4 年次での学修状況や国家試験の状況を評価しながら改善・向上方策を探ることになる。

しかし、これまでの経過で、1・2 年生の授業時間がやや過密気味であることをはじめ、改善の必要な部分があることがわかってきた。看護学部ならではの学内演習時間や自学自習時間確保も必要であり、完成年度明けに新カリキュラムを運用できるよう、18 年度から学部カリキュラム検討委員会を置き、看護師課程・保健師課程双方のカリキュラムの見直しを進めているところである。

3 学修成果の点検・評価

(1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学部では、成績評価について授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、授業計画及び成績評価の方法と基準についてはシラバスで具体的に明示して学生に周知しており、学修成果の点検・評価方法の確立及び運用が適正に行われている。

また本学部の臨地実習（14 科目 28 単位）では学内で学修した知識と技術を統合し、保健・医療・福祉の現場で人々と積極的に関わり、自己を洞察する中で豊かな人間性を養い、人への深い慈悲の念を持って健康問題の解決に必要なケアを実践していく場として位置づけている。さらに、これらの学修を通して基礎的な看護実践能力を養い、看護職者として社会に貢献していくための基盤となる思考力と行動力、物事の本質を見極めるための探求心、そして生命と真摯に向き合うための倫理観を身に付けることを目的とし、以下の項目について基礎的な能力を養うことを目標としている。

- ① 人との関係性を重視し、他者との関係性のなかで自己の特性を理解し、実習のなかで自己の能力を伸ばすための課題に取り組む。
- ② 看護実践のための知識・技術・態度を修得し、創造的で論理的な思考力、専門的知識に基づいて、基礎的な看護実践力を養う。
- ③ 社会における健康問題を身体的・心理的・社会的な側面を統合して捉え、具体的な解決策を考える。
- ④ 保健・医療・福祉・教育等の関連領域の人々とのチームのなかで、多職種と協力し、看護の専門職としての機能を活用して解決策を見出すための能力を養う。

- ⑤ 地域社会の特徴を理解し、看護職として地域の在宅看護に必要な基礎的実践力を修得する。

基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱをはじめ、3年次の領域別実習、4年次の統合実践看護学実習、公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱでは、以上の①から⑤までの各項目の内容を吟味した上で、それぞれの領域ごとの実習目的・目標を設定している。

(2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学部開設1～3年目にあつたため、年度ごとの開講科目において質の高い教育内容・方法を提供できるよう、学部内委員会を設置して計画的に図書や教室（実習室等）環境や物品整備をおこない、教育改善活動に取り組み、学生・保護者への細やかな対応を図ってきた。また国家試験対策や海外研修実現についても、初年度から取り組んできた。

①学部棟管理体制の整備

学部棟実習室環境と学生の学修に向けた支援体制の整備を重視し、学部棟管理委員会を設け、委員会業務として行っている。学部開設初年度早々に「看護学部棟実習室利用ガイド（学生用）」および「看護学部棟実習室利用ガイド（教員用）」を作成し、改訂を行いながら活用している。また従来、経理課で管理していた医療廃棄物関連の消耗品について、学部棟管理委員会の管理へと移行し、演習・実習科目における準備・片付けの円滑化を図るなど学修環境の整備を行ってきた。

今年度は、備品破損・紛失報告書を作成し、備品修理の円滑な運用及び教務課との連携体制を整えた。実習室の利便性を高めるため、他部門との調整やクラウドストレージを活用した備品台帳の整備を行い、備品を適切に管理するとともに各領域間における相互利用を図るなど学習環境の整備に取り組んでいる。

②教育改善活動

姫路獨協大学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学群及び各学部の学生を対象に姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートは開講している全ての授業科目を対象とし、教員の授業に関する姿勢（話し方や教材の活用等）、授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度に関する質問が設定されている。

アンケートの結果は全ての教員にフィードバックされ、それに対して各教員は授業改善案を全学FD委員会へ提出している。全学FD委員会は改善案をまとめて「教育活動自己評価」を作成し、学内ホームページにおいて公表するとともに次学期以降の教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用することとしている。

さらに、本学部独自の研修会として、2018年7月には「学部開設3年目を迎え、看護学部学生の特徴と指導について考える」というテーマで、教員、事務の各課の課長を交えて、意見交換を行っている。クラス担任、科目担当教員から話題提供があり、事務方からも活発な意見が出ている。また、10月には、去年に引き続いて第2回目の「学生と教職員による懇談会」を開催している。1, 2年生の学生代表と学部長をはじめ、学生、教務、国家試験対策、キャリア、FD委員会の委員長さらに教務課から事務方の参加を得て、学生からの要望に応える形で議論が行われている。このような研修会、懇談会を通して、ハード面も含めた教育改

善活動を試みている。

③学生・保護者への対応

成績については、前期開講科目は9月中旬に、通年・後期開講科目は3月中旬に本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設けている。また、教務委員会が中心となって学生個々の学修状況の把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する体制を整えている。

また、学部の学生委員会が大学学生委員会と連携しながら学生生活と健康に関する支援を行い、学修を支えている。学生の大学生生活の現状や課題を把握するため「学生生活基礎調査」を年1回、各学年に実施している。大学生の学習時間不足が問題視されている現状もあり、学習環境の整備や大学生生活を有意義に過ごせるよう支援している。

学部独自の活動としては、上級生や教員との交流や新入学生同士の交流を深めることを目的として、開設2年目より4月に「新入学生歓迎集会」を開催している。また看護学実習の特性として、学生自身の健康管理が強く求められるため、健康支援が重要である。健康管理室や実習課との連携を強めながら、学生の健康状態の把握やワクチン接種の推進等を図っている。その一環として、独自に健康管理手帳を作成し学生に配布している。学生はこの手帳に自己の大学4年間の健康状態を記載保存しており、自己で健康管理できるよう支援している。

本学部では、1学年を少人数に編成したクラス担任制（指導教員）を導入している。各学年に担任主任を置き、およそ学生10名につき1名の教員を配置した体制としている。クラス担任は、学部長をはじめ学部教務委員会・学生委員会等の関連委員会と連携しながら活動しており、履修登録の指導をはじめ、単位の修得状況や理解度、学修目標、将来の進路・計画等を含めた日常生活全般や心身の健康状態について個別面談し、相談や指導を行っている。面談は前・後期の開始時や定期試験前、その他必要に応じて設定している。またメールや電話を活用し、学生から連絡が取りやすいよう配慮している。必要に応じて保護者を交えて面談を行い、個別の学生に合わせた助言・指導を行っている。

④国家試験対策

日常の指導や成績評価等の結果を基に学生の学修上の弱点を把握し、国家試験対策に関わる全国的な模擬試験を定期的実施して学修成果の点検・評価を行うとともに、個々の学生の実力に合わせて学修指導に役立てている。

具体的には、学年進行に応じた「模擬試験」「弱点を改善するための集中講義」「模擬試験の成績に応じた個人指導」を行っている。また、国家試験の概要が把握できるような「国家試験受験の手引き」を作成し、各学年の前期・後期のガイダンスの時には国家試験に関するガイダンスを行い、国家試験受験に関する動機付けを行っている。

また、本部棟8階は国家試験対策室を設置し、学生がWebによる過去問題の学修、最新の問題集、参考書、DVDを配架し常に最新の情報に接触できるように学習環境を整備し、学生が安心して国家試験を受験できるように準備をすすめている。

次年度は、初めて国家試験を受験することになる。よって、当該事務局と国家試験対策委員会が連携し、受験手続を滞りなく行い、学生が受験できるような準備を事務局-教員間で協議を重ねる。

⑤海外研修

海外の医療・教育機関での研修により、本学部学生が国際的な視野を持ち、優秀な医療従事者を目指すことを目的としている。開設初年度より海外研修委員会を設け、米国カリフォルニア州の包括的がんセンターCity of Hope に学部長はじめ委員らが現地訪問して調整し、2年目から学生の研修を開始した。学生には入学時には広報し、2年次前期に希望者から選抜している。

定員6名であるが、日本国内では決して学べない経験からの知見は、帰国後にクラスや他学年学生への良い波及効果が見込まれる。国際的視野を持つことは、低学年からリーダーシップを育み、地域に根差した優秀な医療従事者を育成する効果が予想される。開設が予定されている「県立はりま姫路総合医療センター（仮称）」をはじめとする関西の医療施設における活躍が期待できる。学生募集への効果を得るため、概要および学生の研修報告をホームページに掲載している。

<改善・向上方策>

学部開設3年目に至った今日、在学生の休学・退学者等の状況も注視しながら、学生の学修意欲の維持向上および学修環境のさらなる整備に尽力する必要がある。また完成年度(2019年度)には、学生の学修成果は国家試験の合格状況でも成果を測定し、方策を講ずる必要がある。

姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施し、アンケート結果を全ての教員にフィードバックして各教員における教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用している。加えて看護学部では、実習に関しても「授業評価アンケート」を行っている。結果としての学生の声は、次年度以降の学内での授業、学外での実習に関連した指導に活用される。

成績については、毎年度2回（前期・後期）本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については、成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設け、学生本人が評価結果についてフィードバックできる体制を整えている。また、学部の教員が学生個々の学修状況の把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する等、教育効果を高める取り組みを行っていることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。併せて学部棟整備、国家試験対策、海外研修についても、今後さらに充実していく。

このような改善・向上方策の実施と共に、3つのポリシーとその一貫性、カリキュラムとの整合性については、現在進めている完成年度以降のカリキュラム改訂と並行しながら見直しを進めているところである。建学の理念「大学は学問を通じての人間形成の場である」および看護学部の目的との一貫性を意識しながら、よりよいカリキュラム構築を図ることが必須である。

<事実の説明>

●大学院言語教育研究科

1 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本研究科のディプロマ・ポリシーについては次のとおり定め、「大学院履修要項・シ

ラバス」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

- ① 各言語分野における専門的な知識や、グローバル化していく社会での言語運用能力を身につけること。
- ② 普遍的観点から個別的問題に解決を与えるような独創性のある修士論文の作成、あるいは広い意味で社会に貢献できるような研究成果を発表できる能力を身につけること。

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本研究科の単位認定基準及び修了認定基準については、大学院言語教育研究科規程において次のとおり定めている。また、入学時に行われる各研究科新入生オリエンテーションでは、「大学院履修要項・シラバス」を基に、履修の手続き、定期試験および成績評価などについての説明を行うとともに、修了要件および学位論文審査基準について明示し周知を図っている。

(授業科目及び単位数)

第7条 本研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。この場合の各授業科目の単位の基準は、講義は15時間の授業をもって1単位とする。演習は30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。

(単位の認定)

第8条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験は、筆記、口頭試問その他の方法による。
- 3 単位の認定は、学期末又は学年末に行う。

(成績)

第9条 各授業科目の成績は、優、良、可及び不可とし、可以上をもって合格とする。

(学位論文又は研究成果報告書の提出)

第10条 学位論文又は大学院学則第37条の2に定める特定課題についての研究の成果（以下「研究成果報告書」という。）を提出しようとする者は、研究科に1年以上在学し、その年度に所定の単位を修得する見込みでなければならない。

(課程修了の要件)

第11条 課程修了の要件としては、2年以上在学し、別に定めるところにより次の各号に定める区分から30単位以上を修得し、かつ修士論文又は研究成果報告書の審査及び最終試験に合格しなければならない。

- (1) 専攻するコースにおける授業科目10単位以上
- (2) 研究指導 I 2単位及び研究指導 II 2単位又は課題研究 I 2単位及び課題研究 II 2

単位

- 2 他の研究科の授業科目は、研究科委員会が特に認定したものに限り、前項第1号に規定する単位に充当することができる。この認定を受けようとする学生は、学期の始めに研究科長に願い出るものとする。

(学位の授与)

第12条 所定の課程を修了した者には、別に定めるところにより、修士の学位を授与する。

(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

成績評価については、修士論文の評価以外は各授業担当教員の判断に委ねられており、授業の形態や内容、特性を考慮し、筆記試験の他、授業中の口頭発表、討論への参加、課題レポート、出席率など多様な要素が成績評価の材料として勘案されている。各授業科目の授業計画及び成績評価の方法と基準はシラバスに明記して学生に周知しており、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて、単位認定の基準の明確化と厳正な適用を行っている。また、シラバスについては大学ホームページにおいて公開している。

成績評価基準については、次のとおり定め「大学院履修要項・シラバス」に掲載している。

- ① 優:80点以上…「当該分野における研究の理解、リサーチ能力、分析能力、発表能力(口頭及び文章)が目標レベルに達し、優れているもの。」
- ② 良:70点以上…「当該分野における研究の理解、リサーチ能力、分析能力、発表能力(口頭及び文章)が目標レベルに達し、良好であるもの。」
- ③ 可:60点以上…「当該分野における研究の理解、リサーチ能力、分析能力、発表能力(口頭及び文章)が目標レベルに達しているもの。」
- ④ 不可:60点未満…「当該分野における研究の理解、リサーチ能力、分析能力、発表能力(口頭及び文章)が目標レベルに達していないもの。」

学位審査については、透明性・客観性を高めるため、学位規程の中で審査手続きを次のとおり定めている。

(審査の付託)

第5条 第4条の学位論文又は前条の課題研究報告書の提出があったときは、研究科長は研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員)

第6条 前条の規定により、学位論文又は課題研究報告書の審査を付託された研究科委員会は、所属教員のうちから学位論文の場合は3名以上、課題研究報告書の場合は2名以上の審査委員を選定してその審査を行わしめる。

- 2 研究科委員会において審査のため必要があると認めたときは、前項所定以外の教員の協力を求めることができる。

(研究科の在学者の学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験)

第7条 審査委員は、学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出された学位論文又は課題研究報告書を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭の方法により、これを行う。

3 学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験の終了は、在学期間中とする。

(審査報告)

第8条 審査委員は、前条の規定による学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験の終了後、直ちに審査の要旨及び最終試験の成績に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科委員会に対して、文書で報告しなければならない。

(審査決定)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審査し、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の委員会は、構成員の3分の2以上の出席を要し、また修士の学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

修士論文・課題研究審査基準については、次のとおり定め「大学院履修要項・シラバス」に掲載している。

[修士論文・課題研究審査基準]

- ① 言語教育分野にふさわしい研究テーマ、研究内容であること。
- ② 問題意識が明確で、研究目的および内容において論理の展開が明確であること。
- ③ 先行研究や関連研究が精査されていること。
- ④ 文献、資料、調査等が適切に行われていること。
- ⑤ 論文・各課題研究の内容において、一貫性があること。
- ⑥ 論文・各課題研究の表現および表記法が適切であること。
- ⑦ 学位授与に関して「合」とする最終決定は、研究科委員会で主査が各論文・各課題研究の要旨を1人ずつ朗読をもって報告し、研究科構成員3分の2以上の出席による委員会で無記名投票の方法により3分の2以上の賛成をもってなされる。

本研究科では、これらの諸規定に基づいて単位認定及び修了認定を厳正な審査のもとで行っている。また、大学院学則第56条には学生の研究及び指導、試験、学位の授与に関する事項は研究科委員会において審議し、学長へ意見を述べることができると定められており、研究科委員会で毎年度審議したうえで学長が決定することで、単位認定及び修了認定の厳正な適用を図っている。

<改善・向上方策>

単位の認定、学位論文又は課題研究報告書の審査は適正に行われており、本研究科が定め

るディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修め、修了要件を満たした者について研究科委員会の審議を経て学長が修了を認定していることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

2 教育課程及び教授方法

(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本研究科のカリキュラム・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

- ① 各専攻言語の言語文化現象を、広い視野から捉える科目を設定する
- ② 専門知識に根ざして、実践的領域での能力を育成する科目を設定する
- ③ 各専攻言語コースを超えて、広く深く多様に言語を学べる科目を設定する
- ④ 教員として活躍するために必要な科目を設定する

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本研究科の教育研究上の目的については、「言語教育研究科は、言語に関連する分野において、広範囲にわたる多彩な教育研究基盤をもとに、教育及び研究の深化・追求を行うことにより、普遍的観点から個別的問題に解決を与えることができる高度な専門的知識と能力及び創造的に対応できる実践力をもった人材を養成することを目的とする。」と定め、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育研究活動を展開していくためにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本研究科の教育課程の体系は、4つのコース（ドイツ語、英語、中国語、日本語）を設置し、各コースともカリキュラムを言語・文化・教育のカテゴリーに編成して教育内容の一層の充実化・効率化を図っている。また、共通科目として教育学科目及び共通専門科目を設置し、高度の専門性を養うための充実した教育課程を編成している。

本研究科は開設以来、教員免許状所持者を対象にその資質と能力の向上を図ることに重点を置いた指導を行い、「専修免許状」の取得を目的としてきた。近年はその目的に加え、グローバル化の進む世界、多言語・他文化社会の様相を呈しつつある日本の状況に鑑み、言語教育の専門家のみならず、言語に関する学識を活かし、多言語・他文化社会においてリーダーとなれる人物の養成も目指している。

(4) 教養教育の実施

本研究科では、教育と心理の専門科目を設置し、「学校心理士」の資格に必要な科目を配置している。また、日本語コースでは、所定の科目を修得した者に「日本語教員養成プログラム単位修得証明書」を発行している。

(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本研究科は、仕事と勉学の両立が可能となるように昼夜開講制を導入しており、修業年限を2年に限定していないことと相まって学生が自らのペースで学べるような仕組みを整えている。

<改善・向上方策>

本研究科が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいることから直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

3 学修成果の点検・評価

(1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本研究科では、修士論文の評価以外は各授業担当教員の判断に委ねられており、授業の形態や内容、特性を考慮し、筆記試験の他、授業中の口頭発表、討論への参加、課題レポート、出席率など多様な要素が成績評価の材料として勘案されている。各授業科目の授業計画及び成績評価の方法と基準はシラバスに明記して学生に周知しており、学修成果の点検・評価方法の確立及び運用が適正に行われている。また、シラバスについては大学ホームページにおいて公開している。

(2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

専門分野における修士論文作成のための個人指導や課題に関する口頭発表、レポート提出、研究報告等により学修成果の点検・評価を行い、学生の理解度などから教育効果を確認し、研究指導を通じて学生にフィードバックしている。

<改善・向上方策>

本研究科では、研究指導を通じて学生の理解度などから教育効果を確認し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用しており、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

<事実の説明>

●大学院法学研究科

1 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本研究科のディプロマ・ポリシーについては、「法学の分野において、諸問題への的確な分析を行い、職業人・社会人として問題解決のための新たな発想と施策を立てることができる、より高度な学識と豊富な応用力・実践力を身につけていることを、学位授与の方針とする。」と定め、「大学院履修要項・シラバス」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本研究科の単位認定基準及び修了認定基準については、大学院法学研究科規程において次のとおり定めている。また、入学時に行われる各研究科新入生オリエンテーションでは、「大学院履修要項・シラバス」を基に、履修の手続き、定期試験および成績評価などについての説明を行うとともに、修了要件および学位論文審査基準について明示し周知を図っている。

(授業科目及び単位数)

第3条 本研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。この場合の各授業科目の単位の基準は、講義は15時間の授業をもって1単位とする。演習は30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。

(課程修了の要件)

第6条 課程修了の要件は、2年以上在学し、次の区分にしたがい30単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- (1) 特殊講義 22 単位以上
- (2) 演習 4 単位以上
- (3) 研究指導 4 単位

2 他の研究科の授業科目は、研究科委員会が特に認定したものに限り、前項の特殊講義の単位に充当することができる。この認定を受けようとする学生は、学期の始めに研究科長に願い出るものとする。

(単位取得の要件)

第8条 各授業科目の単位修得の設定は、その授業の終了した学期末、又は学年末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験、又は研究報告等により行う。

(成績)

第9条 各授業科目の成績は、優、良、可及び不可とし、可以上をもって合格とする。

(学位論文の提出)

第10条 学位論文を提出しようとする者は、研究科に1年以上在学し、その年度に所定の単位を修得する見込みでなければならない。

(学位の授与)

第11条 所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、別に定めるところにより、修士の学位を授与する。

(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

成績評価については、修士論文の評価以外は各授業担当教員の判断に委ねられており、授業の形態や内容、特性を考慮し、筆記試験の他、授業中の口頭発表、討論への参加、課題レポート、出席率など多様な要素が成績評価の材料として勘案されている。各授業科目の授業計画及び成績評価の方法と基準はシラバスに明記して学生に周知しており、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて、単位認定の基準の明確化と厳正な適用を行っている。また、シラバスについては大学ホームページにおいて公開している。

成績評価基準については、次のとおり定め「大学院履修要項・シラバス」に掲載している。

- ① 優：80点以上…「法律に関する知識・理論の修得・理解、その応用展開に優れているもの。」
- ② 良：70点以上…「法律に関する知識・理論の修得・理解はできており、その応用展開が一定の水準に達しているもの。」
- ③ 可：60点以上…「法律に関する知識・理論の修得・理解はできているものの、その応用展開に不十分な点があるもの。」
- ④ 不可：60点未満…「法律に関する知識・理論の修得・理解が予定している到達度に達していないもの。」

学位審査については、透明性・客観性を高めるため、学位規程の中で審査手続きを次のとおり定めている。

（審査の付託）

第5条 第4条の学位論文又は前条の課題研究報告書の提出があったときは、研究科長は研究科委員会にその審査を付託する。

（審査委員）

第6条 前条の規定により、学位論文又は課題研究報告書の審査を付託された研究科委員会は、所属教員のうちから学位論文の場合は3名以上、課題研究報告書の場合は2名以上の審査委員を選定してその審査を行わしめる。

- 2 研究科委員会において審査のため必要があると認めたときは、前項所定以外の教員の協力を求めることができる。

（研究科の在学者の学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験）

第7条 審査委員は、学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験を行う。

- 2 最終試験は、提出された学位論文又は課題研究報告書を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭の方法により、これを行う。
- 3 学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験の終了は、在学期間中とする。

（審査報告）

第8条 審査委員は、前条の規定による学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験の終了後、直ちに審査の要旨及び最終試験の成績に、学位を授与できるか否かの意

見を添えて、研究科委員会に対して、文書で報告しなければならない。

(審査決定)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審査し、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の委員会は、構成員の3分の2以上の出席を要し、また修士の学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

学位論文審査基準については、次のとおり定め「大学院履修要項・シラバス」に掲載している。

[学位論文審査基準]

- ① 問題意識が明確でテーマの設定が適切であること。
- ② 先行研究や関連研究を的確に検証していること。
- ③ 分析・論述・構成が論理的で一貫性があること。
- ④ 独創性が認められること。
- ⑤ 引用などが適切に処理され、学術論文としての体裁が整っていること。

本研究科では、これらの諸規定に基づいて単位認定及び修了認定を厳正な審査のもとで行っている。また、大学院学則第56条には学生の研究及び指導、試験、学位の授与に関する事項は研究科委員会において審議し、学長へ意見を述べることができると定められており、研究科委員会で毎年度審議したうえで学長が決定することで、単位認定及び修了認定の厳正な適用を図っている。

<改善・向上方策>

単位の認定、学位論文の審査は適正に行われており、本研究科が定めるディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修め、修了要件を満たした者について研究科委員会の審議を経て学長が修了を認定していることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

2 教育課程及び教授方法

(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本研究科のカリキュラム・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

法に関する諸問題への的確な分析を行うことができるよう、必要な専門的教育として公法、私法、その他法学の各分野の特殊講義及び演習並びに研究指導の各科目を配置し、大学院生が、職業人・社会人として問題解決のための新たな発想と施策を立てることができる、より高度な学識と豊富な応用力・実践力を身につけることができるよう教育課程を編成し、以下の方針に基づき実施する。

- 大学院生の履修計画は、研究指導担当教員を中心に研究テーマに関係する分野の教員が指導して作成させる。
- 研究指導においては、研究指導担当教員による各大学院生の研究及び修士論文執筆の指導を行う。
- 夜間中心の昼夜開講制大学院であり、大学院生の大部分が社会人であることに鑑み、大半の科目を午後6時以降の時間帯に配置する。
- 社会人大学院生の通学を考慮し、開講科目の半数程度は駅前サテライトで開講する。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本研究科の教育研究上の目的については、「法学研究科は、法学の分野において、法に関する諸問題への的確な分析を行うために、専門的な教育・研究を行うことによって、職業人・社会人として問題解決のための新たな発想と施策を立てることができる、より高度な学識と豊富な応用力・実践力をもった人材を養成することを目的とする。」と定め、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育研究活動を展開していくためにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本研究科の教育課程の体系は、公法学講座に憲法、行政法、刑事法、国際法、理論法学、政治学に関する科目を、私法学講座に民事法、商事法に関する科目を開設し、それぞれの分野の科目に特殊講義と演習を配置している。本研究科の講座配置科目数は全体で60科目（うち公法学講座が37科目、私法学講座23科目）を配置し、講義科目は1年次に、演習科目は原則として2年次に配置することによって順次性のある授業科目の配置としている。

(4) 教養教育の実施

本研究科では、スキルアップや再チャレンジを目指す社会人に対する職業専門能力の向上のための再教育や退職後、あるいは子育て後の豊かで高い学識を求める一般社会人に対する高レベルの生涯学習の機会を提供している。

(5) 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本研究科は、大学院生の大部分が社会人であることに鑑み、夜間中心の昼夜開講制を導入している。また、大半の科目を午後6時以降の時間帯に配置するとともに、社会人大学院生の通学を考慮して開講科目の半数程度を駅前サテライトで開講している。

<改善・向上方策>

本研究科が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいることから直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

3 学修成果の点検・評価

(1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本研究科では、修士論文の評価以外は各授業担当教員の判断に委ねられており、授業の形態や内容、特性を考慮し、筆記試験の他、授業中の口頭発表、討論への参加、課題レポート、出席率など多様な要素が成績評価の材料として勘案されている。各授業科目の授業計画及び成績評価の方法と基準はシラバスに明記して学生に周知しており、学修成果の点検・評価方法の確立及び運用が適正に行われている。また、シラバスについては大学ホームページにおいて公開している。

(2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

専門分野における修士論文作成のための個人指導や課題に関する口頭発表、レポート提出、研究報告等により学修成果の点検・評価を行い、学生の理解度などから教育効果を確認し、研究指導を通じて学生にフィードバックしている。

<改善・向上方策>

本研究科では、研究指導を通じて学生の理解度などから教育効果を確認し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用しており、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況はないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

<事実の説明>

●大学院経済情報研究科

1 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本研究科のディプロマ・ポリシーについては、「経済、経営、情報の分野における研究能力、高度な専門的職業従事者に必要とされる専門知識および能力を身につけているかどうか、課程修了の基準となっている。」と定め、「大学院履修要項・シラバス」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本研究科の単位認定基準及び修了認定基準については、大学院経済情報研究科規程において次のとおり定めている。また、入学時に行われる各研究科新生オリエンテーションでは、「大学院履修要項・シラバス」を基に、履修の手続き、定期試験および成績評価などについての説明を行うとともに、修了要件および学位論文審査基準について明示し周知を図っている。

(授業科目及び単位数)

第3条 本研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。この場合の各授業科目の単位の基準は、講義は15時間の授業をもって1単位とする。演習は30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。

(課程修了の要件)

第5条 課程修了の要件は、2年以上在学し、別に定めるところにより次の各号に定める区分から30単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- (1) コア科目、経済・経営系科目、情報系科目及び特定領域研究22単位以上
- (2) 演習4単位以上
- (3) 研究指導4単位

2 他の研究科の授業科目は、研究科委員会が特に認定したものに限り、前項第1号に規定する単位に充当することができる。この認定を受けようとする学生は、学期の始めに研究科長に願い出るものとする。

(単位修得の要件)

第7条 各授業科目の単位修得の認定は、その授業の終了した学期末、又は学年末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験又は研究報告等により行う。

(成績)

第8条 各授業科目の成績は、優、良、可、不可とし、可以上をもって合格とする。

(学位論文の提出)

第9条 学位論文を提出しようとする者は、研究科に1年以上在学し、その年度に所定の単位を修得する見込みでなければならない。

(学位の授与)

第10条 所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、別に定めるところにより、修士の学位を授与する。

(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

成績評価については、修士論文の評価以外は各授業担当教員の判断に委ねられており、授業の形態や内容、特性を考慮し、筆記試験の他、授業中の口頭発表、討論への参加、課題レポート、出席率など多様な要素が成績評価の材料として勘案されている。各授業科目の授業計画及び成績評価の方法と基準はシラバスに明記して学生に周知しており、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて、単位認定の基準の明確化と厳正な適用を行っている。また、シラバスについては大学ホームページにおいて公開している。

成績評価基準については、次のとおり定め「大学院履修要項・シラバス」に掲載している。

- ① 優:80点以上…「当該専門分野における知識・理論の理解修得が目標レベルに達し、優れているもの。」
- ② 良:70点以上…「当該専門分野における知識・理論の理解修得が目標レベルに達し、

良好であるもの。」

- ③ 可：60点以上…「当該専門分野における知識・理論の理解修得が目標レベルに達しているもの。」
- ④ 不可：60点未満…「当該専門分野における知識・理論の理解修得が目標レベルに達していないもの。」

学位審査については、透明性・客観性を高めるため、学位規程の中で審査手続きを次のとおり定めている。

（審査の付託）

第5条 第4条の学位論文又は前条の課題研究報告書の提出があったときは、研究科長は研究科委員会にその審査を付託する。

（審査委員）

第6条 前条の規定により、学位論文又は課題研究報告書の審査を付託された研究科委員会は、所属教員のうちから学位論文の場合は3名以上、課題研究報告書の場合は2名以上の審査委員を選定してその審査を行わしめる。

- 2 研究科委員会において審査のため必要があると認めたときは、前項所定以外の教員の協力を求めることができる。

（研究科の在学者の学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験）

第7条 審査委員は、学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験を行う。

- 2 最終試験は、提出された学位論文又は課題研究報告書を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭の方法により、これを行う。
- 3 学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験の終了は、在学期間中とする。

（審査報告）

第8条 審査委員は、前条の規定による学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験の終了後、直ちに審査の要旨及び最終試験の成績に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科委員会に対して、文書で報告しなければならない。

（審査決定）

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審査し、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の委員会は、構成員の3分の2以上の出席を要し、また修士の学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

修士論文審査基準については、次のとおり定め「大学院履修要項・シラバス」に掲載している。

[修士論文審査基準]

- ① 「経済」「経営」「情報」の分野の中から学術的な意義を持つテーマを選択しているか
- ② 先行研究を十分に検証しているか
- ③ 自己の視点から論理的に分析しているか
- ④ 研究に独創性があるか(テーマ、問題設定、研究方法、結論など)

本研究科では、これらの諸規定に基づいて単位認定及び修了認定を厳正な審査のもとで行っている。また、大学院学則第56条には学生の研究及び指導、試験、学位の授与に関する事項は研究科委員会において審議し、学長へ意見を述べることができると定められており、研究科委員会で毎年度審議したうえで学長が決定することで、単位認定及び修了認定の厳正な適用を図っている。

<改善・向上方策>

単位の認定、学位論文の審査は適正に行われており、本研究科が定めるディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修め、修了要件を満たした者について研究科委員会の審議を経て学長が修了を認定していることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

2 教育課程及び教授方法

(1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本研究科のカリキュラム・ポリシーについては次のとおり定め、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開している。

主指導教員と副指導教員がつく副担任制により、大学院学生に対し、密度の濃い研究指導を行う。

1年次は、コア科目（ミクロ経済学研究など6単位以上）を中心に専門科目から22単位以上修得させる。そして、経済・経営系および情報系からそれぞれ4単位以上を修得させ、専攻分野だけでなく周辺分野も幅広く学修させる。

2年次は、演習および研究指導で、指導教員が修士論文作成を指導する。その際、必要ならば主指導教員以外の演習も履修可能にしており、機動的な指導環境が整っている。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本研究科の教育研究上の目的については、「経済情報研究科は、経済・経営・情報の分野において、経済・企業活動における諸問題を的確に分析し、幅広い学識を教授研究することによって、高度な専門知識及び能力を有する自立した経済人・企業人を養成することを目的とする。」と定め、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育研究活動を展開していくためにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

(3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本研究科の教育課程の体系は、4つのコース（会計、マネジメント、情報システム、自由設計）を設置し、学生の進学志望動機を強く意識した推奨履修モデルとして提示している。各コースとも必修である演習Ⅰ・Ⅱ（各2単位）及び研究指導Ⅰ・Ⅱ（各2単位）に加え、専門科目22単位以上の修得を修了要件としている。また、コア科目として経済学及び情報学の基礎力徹底を目的とした専門科目（ミクロ経済学研究、マクロ経済学研究、情報処理概論、統計学研究Ⅰ・Ⅱ）をコース共通に配置し、6単位以上の修得を修了要件としている。さらに経済・経営系から4単位以上、情報系から4単位以上、特定領域研究から1単位の科目の修得を修了要件として課している。

（4）教養教育の実施

本研究科では、指導教員の指導の下、それぞれのコースに関連した科目を中心に行われるが、単にコースに関連した専門科目のみを履修するのではなく、広い経済・情報全般についての学識の上に研究を行えるよう、他コースの科目や他の研究科の科目を履修することを可能にしている。

（5）教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本研究科は、社会人大学院学生や学部時代には異なる専攻を選択していた学生が多く、専門科目の受講や修士論文の作成に必要な基礎力に不安を持つ者が少なくなかった。こうした面を踏まえ、カリキュラム上の対策としてコア科目を配置し改善を行っている。

<改善・向上方策>

本研究科が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいることから直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

3 学修成果の点検・評価

（1）三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本研究科では、修士論文の評価以外は各授業担当教員の判断に委ねられており、授業の形態や内容、特性を考慮し、筆記試験の他、授業中の口頭発表、討論への参加、課題レポート、出席率など多様な要素が成績評価の材料として勘案されている。各授業科目の授業計画及び成績評価の方法と基準はシラバスに明記して学生に周知しており、学修成果の点検・評価方法の確立及び運用が適正に行われている。また、シラバスについては大学ホームページにおいて公開している。

（2）教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

専門分野における修士論文作成のための個人指導や課題に関する口頭発表、レポート提出、研究報告等により学修成果の点検・評価を行い、学生の理解度などから教育効果を確認し、研究指導を通じて学生にフィードバックしている。

<改善・向上方策>

本研究科では、研究指導を通じて学生の理解度などから教育効果を確認し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用しており、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。